

湖南省国民保護計画

資料編

令和6年2月

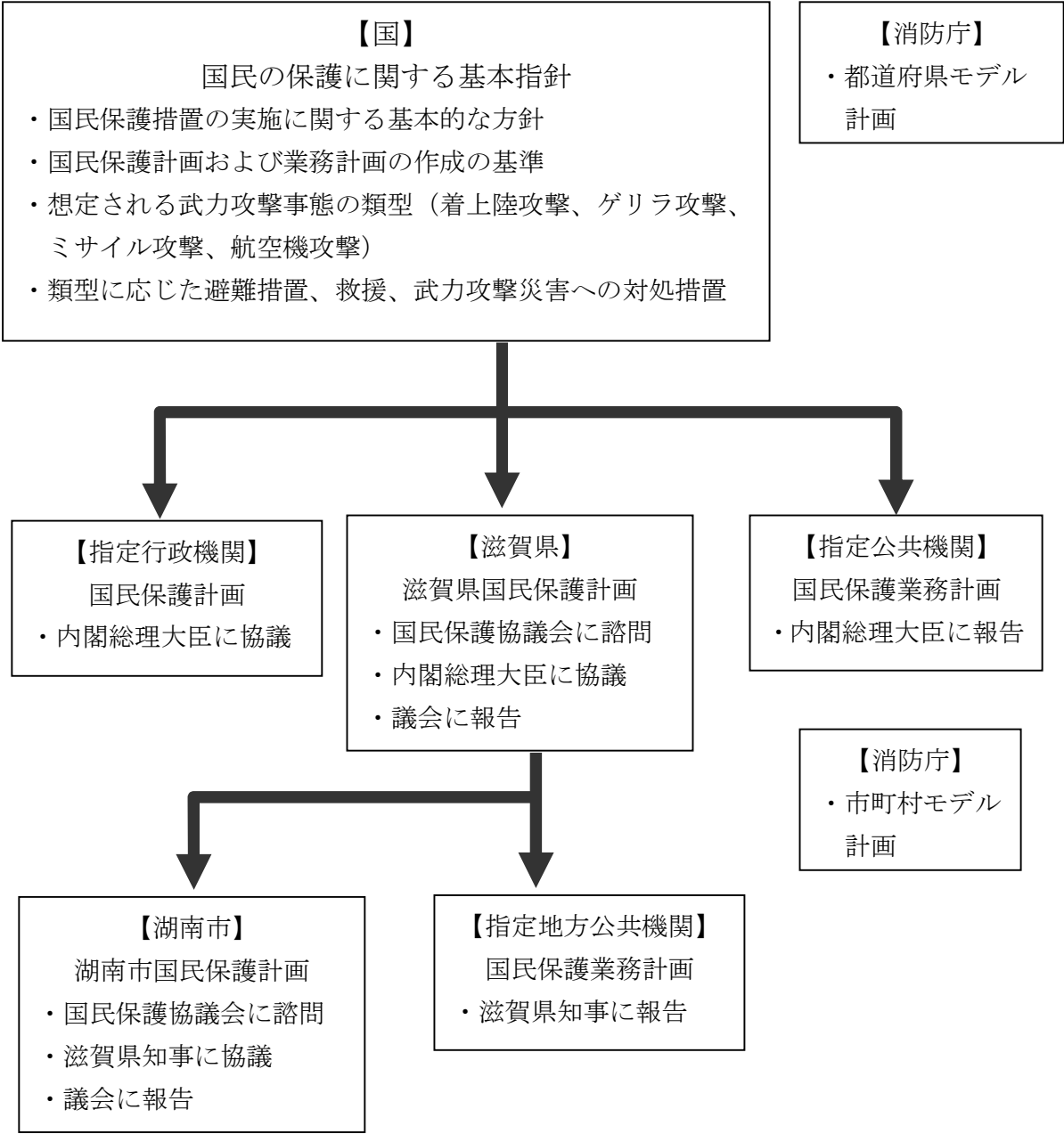
湖南省

目 次

【資料】

1	国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係	1
2	関係機関の連絡先	2
	【指定行政機関等】	2
	【指定地方行政機関等】	4
	【主な指定公共機関】	6
	【指定地方公共機関】	7
	【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】	8
	【県（土木事務所）】	9
	【市町】	9
	【消防機関】	10
	【その他の県内関係機関】	11
	【関係府県市（近畿・中部）】	12
3	市の各部局における平素の業務	13
4	市の体制および職員の参集基準等	16
5	市対策本部における職務代理者	18
6	国民の権利救済に係る手続きの一覧	18
7	関係機関との協定一覧	18
8	基礎的資料	22
	1. 一般的資料	22
	2. 避難に関する資料	25
	3. 救援に関する資料	34
	4. 生活関連施設	37
	5. 大規模集客施設等に関する資料	37
	6. その他	39
9	市対策本部の組織構成および機能	40
10	現地調整所の組織編成	42
11	関係機関への警報の通知・伝達の仕組み	43
12	避難の指示の流れ	43
13	安否情報の収集、整理および提供の流れ	44
14	被災情報の報告様式	47
15	退避（避難）の指示の一例	48
16	生活関連等施設の種類と特性	49
	資料編	54

資料 1 : 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係



資料 2 : 関係機関の連絡先

【指定行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
内閣官房	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付	100-0014	東京都千代田区永田町 2-4-12	(03) 3581-3464 (03) 3581-5671
内閣府	大臣官房 総務課	100-8970	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3581-1513 (03) 3581-3907
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
金融庁	総務企画局 政策課	100-8967	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3506-6433 (03) 3506-6011
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-5089 (03) 5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-7550 (03) 5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	(03) 3592-5396 (03) 3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	(03) 3592-2638 (03) 3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	(03) 5501-8059 (03) 5501-8057
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3581-7934 (03) 5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3581-4161 (03) 3593-0401
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	100-8959	東京都千代田区丸の内 2-5-1	(03) 6734-2290 (03) 6734-3690
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	100-8959	東京都千代田区丸の内 2-5-1	(03) 6734-2290 (03) 6734-3690
厚生労働省	社会・援護局 総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	(03) 3595-2612 (03) 3503-3099
	災害救助・救援対策室			(03) 3595-2614 (03) 3595-2303
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8956	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03) 3501-3884 (03) 3591-1648

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8956	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03) 3501-3884 (03) 3591-1648
経済産業省	大臣官房 総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-1327 (03) 3580-6327
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-2669 (03) 3580-8426
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-1768 (03) 3501-6801
原子力・保安院	企画調整課	100-8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-1568 (03) 3501-8490
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	(03) 5253-8888 (03) 5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	(029) 864-6900 (029) 864-1807
気象庁	総務部 企画課	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	(03) 3434-9074
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞が関 2-1-3	(03) 3591-9822 (03) 3580-8778
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2	(03) 3580-1373 (03) 3580-2517
防衛省	企画運用局 事態対処課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	(03) 3268-3111 (03) 5225-3022
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	(03) 3268-3111 (03) 5227-2224

【指定地方行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 2-1-22	(06) 6944-1234 (内 5521) (06) 6945-4489
近畿財務局	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6390 (06) 6941-2893
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7 階	(077) 522-3765 (077) 525-3433
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下 長者町下ル丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
近畿農政局 大津地域センター	総務	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	(077) 522-4261 (077) 523-1824
近畿中国森林管理局	企画調整室	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75	(06) 6881-3402 (06) 6881-3415
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 2 別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6412 (06) 6949-6458
近畿運輸局 滋賀運輸支局	企画輸送課	524-0104	守山市木浜町 2298-5	(077) 585-7253 (077) 584-2079
近畿地方整備局	防災室	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	(06) 6942-1575 (06) 6944-4741
大阪航空局	総務部 航空保安対策課	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-0239 (06) 6945-8460
大阪航空局 大阪空港事務所	総務部 航空保安防災課	560-0036	大阪府豊中市蛸池西町 3-371	(06) 6843-1241 (06) 6843-1502
大阪管区气象台	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6300 (06) 6949-6139
大阪管区气象台 彦根地方气象台	総務課	522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 23-2582 (0749) 23-2588
近畿総合通信局	総務課	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6942-8503 (06) 6942-1849

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀労働局	総務課	520-0057	大津市御幸町 6-6	(077) 522-6647 (077) 522-6442
大阪防衛施設局	総務部 総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	(06) 6945-4951 (06) 6945-7681
大阪税関	総務部 総務課総務第一係	552-0021	大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	(06) 6576-3010 (06) 6571-7035
大阪税関京都税関 支署滋賀出張所		525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-3922 (077) 564-3412
近畿地方環境事務所	総務課	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル	(06) 4792-0700 (06) 4790-2800
陸上自衛隊 中部方面総監部	中部方面総監部 防衛部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001 (内線) 2256 (当直内線) 2259
陸上自衛隊 第 3 偵察戦闘大隊	第 3 係	520-1600	高島市今津町平郷 995	(0740) 22-2581 (内線) 235、272 (当直内線) 249
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	舞鶴地方総監部 第 3 幕僚室	625-8510	京都府舞鶴市余部下 1190	(0773) 62-2250 (内線) 2222 (当直内線) 2223
航空自衛隊 中部航空方面隊	中部航空方面隊 司令官 防衛部	350-1394	埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(042) 953-6131 (内線) 2233 (当直内線) 2204
自衛隊滋賀地方協力本部	総務課	520-0806	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 5 階	(077) 524-6446 (077) 524-7717

【主な指定公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
西日本旅客鉄道株式会社京滋支社	施設課	601-8411	京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5	(075) 682-8031 (075) 682-8033
西日本電信電話株式会社滋賀支店	災害対策担当	520-8588	大津市浜大津 1-1-26	(077) 510-0961 (077) 510-0959
西日本高速道路株式会社関西支社	管理事業部 管理事業統括チーム	530-0003	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アパルトメント内	(06) 6344-8207 (06) 6344-8247
中日本高速道路株式会社中部地区	保全・サービス 事業部企画統括チーム	460-0003	愛知県名古屋市中区錦 2-18-19	(052) 222-1181 (052) 232-3735
日本赤十字社滋賀県支部	事業推進課	520-0044	大津市京町 4-3-38 滋賀合同ビル内	(077) 522-6758 (077) 523-4502
独立行政法人国立病院機構	本部総務部 総務課	152-8621	東京都目黒区東が丘 2-5-21	(03) 5712-5050 (03) 5712-5081
日本放送協会 大津放送局	編成企画	520-0806	大津市打出浜 3-30	(077) 521-3088 (077) 521-3089
日本通運株式会社 大津支店	総務課	520-3017	栗東市六地藏 1070-1	(077) 554-9781 (077) 554-9786
関西電力送配電株式会社	滋賀本部 統括グループ	520-8570	大津市におの浜 4-1-51	(077) 527-5861 (077) 510-5518
大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部	導管計画チーム	600-8815	京都府京都市下京区中堂寺栗田町93	(075) 315-8942 (075) 315-8993
京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部	運輸課	520-0027	大津市錦織 2-7-16	(077) 522-4521 (077) 525-8468
京阪バス株式会社	総務部	601-8033	京都府京都市南区東九条南石田町5	(075) 682-2310 (075) 692-2284
西日本ジェイアールバス株式会社	総務部	554-8510	大阪府大阪市此花区北港 1-3-23	(06) 6466-8651 (06) 6466-7310
日本郵政公社近畿支社大津中央郵便局	総務課	520-8799	大津市打出浜 1-4	(077) 524-2002 (077) 522-0522
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	NWサービス部 災害対策室	530-0001	大阪府大阪市北区梅田 1-10-1	(06) 6457-8621 (06) 6457-4326
独立行政法人水資源機構	総務部 総務課	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	(048) 600-6511 (048) 600-6510

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
社団法人 滋賀県医師会	庶務課	520-8622	大津市におの浜 4-4-1	(077) 524-1273 (077) 525-2650
社団法人滋賀県エル ピーガス協会	総務部	520-8622	大津市松本 1-2-20 農業教育情報センター内	(077) 523-2892 (077) 523-2884
近江鉄道株式会社	管理部	522-0082	彦根市安清町 11-12	(0749) 22-3301 (0749) 23-8418
信楽高原鐵道株式会 社	総務課	529-1851	甲賀市信楽町長野 192	(0748) 82-3391 (0748) 82-3323
社団法人 滋賀県トラック協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8080 (077) 585-8015
琵琶湖汽船株式会社	運航営業部	520-0047	大津市浜大津 5-1-1	(077) 522-4115 (077) 524-7896
びわ湖放送株式会社	総務編成局 総務部	520-0826	大津市鶴の里 16-1	(077) 524-0151 (077) 524-0167
滋賀県土地改良事業 団体連合会	総務企画課	521-1221	東近江市垣見町 1025	(0748) 42-4806 (0748) 42-5574
株式会社オーミマリ ン	業務部 旅客船課	522-0002	彦根市松原町 3755	(0749) 22-0619 (0749) 24-7999
江若交通株式会社	総務課	520-0232	大津市真野 1-1-62	(077) 573-2701 (077) 573-2706
湖国バス株式会社	管理部 管理課	522-8503	彦根市安清町 11-12	(0749) 22-1210 (0749) 22-1224
滋賀交通株式会社	企画課	528-0037	甲賀市水口町本綾野 1-1	(0748) 62-3111 (内 50) (0748) 62-3114
滋賀観光バス株式会 社	甲西センター	528-0037	甲賀市水口町本綾野 1-1	(0748) 72-1501 (0748) 62-3114
帝産湖南交通株式会 社	総務部	525-0042	草津市山寺町 188	(077) 565-8188 (077) 565-7688
株式会社帝産観光バ ス滋賀	総務部	525-0042	草津市山寺町 188	(077) 565-8171 (077) 567-0052
滋賀県道路公社	道路部	525-0807	大津市松本 1-2-1	(077) 524-0142 (077) 524-5531
株式会社エフエム滋 賀	企画管理部	520-0818	大津市西の庄 19-10	(077) 527-0814 (077) 527-0836
株式会社京都放送	社長室	602-8588	京都府京都市上京区烏丸通り一 条下ル龍前町 600-1	(075) 431-1119 (075) 432-5720

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	メールアドレス
防災危機管理局 ※滋賀県国民保護 協議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3435 (077) 528-4994	as0005@pref.shiga.lg.jp
総合政策部 (企画調整課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3311 (077) 528-4830	kikaku00@pref.shiga.lg.jp
総務部 (人事課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3150 (077) 528-4815	bc00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部 (環境政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3351 (077) 528-4844	dc00@pref.shiga.lg.jp
健康福祉部 (健康福祉政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3510 (077) 528-4850	ea00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部 (商工政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3710 (077) 528-4870	fa00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部 (農政課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3811 (077) 528-4880	ga00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部 (監理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4111 (077) 524-0943	ha00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局 (管理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4311 (077) 528-4920	ka00@pref.shiga.lg.jp
企業庁 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4410 (077) 528-4930	na01100@pref.shiga.lg.jp
病院事業庁 (経営管理課)	524-8524	守山市守山五丁目4-30	(077) 582-5079 (077) 582-5697	nb00@pref.shiga.lg.jp
議会事務局 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4080 (077) 528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会 (教育総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4510 (077) 528-4950	ma00@pref.shiga.lg.jp
警察本部 (警備第二課)	520-8501	大津市京町四丁目1-2	(077) 522-1231 (077) 522-1231	pa18@pref.shiga.lg.jp

【県（土木事務所）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目 14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234
甲賀土木事務所	経理用地課	528-8511	甲賀市水口町水口 6200	(0748) 63-6153 (0748) 63-1504
東近江土木事務所	経理用地課	527-8511	東近江市八日市緑町 7-23	(0748) 22-7733 (0748) 23-4163
湖東土木事務所	経理用地課	522-0071	彦根市元町 4-1	(0749) 27-2241 (0749) 23-3531
湖北土木事務所	経理用地課	526-0033	長浜市平方町 1152-2	(0749) 65-6636 (0749) 62-5065
高島土木事務所	経理用地課	520-1621	高島市今津町今津 1758	(0740) 22-6043 (0740) 22-6077

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市	危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 528-2616 (077) 522-2202
彦根市	危機管理室	522-0063	彦根市中央町 2-26	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	危機・防災対策課	526-0031	長浜市八幡東町 632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	危機管理課	523-8501	近江八幡市桜宮町 236	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
草津市	危機管理課	525-8588	草津市草津 3-13-30	(077) 561-2325 (077) 561-6852
守山市	危機管理課	524-8585	守山市吉身 2-5-22	(077) 582-1119 (077) 582-0539
栗東市	危機管理課	520-3088	栗東市安養寺 1-13-33	(077) 551-0109 (077) 551-0149
甲賀市	危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口 6053	(0748) 65-0665 (0748) 63-4619
野洲市	生活安全課	520-2395	野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033
湖南市	危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央 1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000
高島市	防災課	520-1592	高島市新旭町北畑 565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8102
東近江市	防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町 10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	防災危機管理課	521-8601	米原市顔戸 488-3	(0749) 52-6630 (0749) 52-6930
日野町	総務課	529-1698	蒲生郡日野町河原 1-1	(0748) 52-6500 (0748) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口 3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
愛荘町	総務課	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72	(0749) 42-7680 (0749) 42-6090
豊郷町	総務企画課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	(0749) 35-8112 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在土 353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀 324	(0749) 48-8120 (0749) 48-0157

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市消防局	警防課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 525-9903 (077) 525-9904
湖南広域消防局	消防救助課	520-3024	栗東市小柿 3-1-1	(077) 552-1234 (077) 552-0988
甲賀広域行政組合 消防本部	警防課	528-0005	甲賀市水口町水口 6218	(0748) 63-7934 (0748) 62-3666
東近江行政組合 消防本部	警防課	527-0037	東近江市東今崎町 5-33	(0748) 22-7600 (0748) 22-7608
彦根市消防本部	警防課	522-0054	彦根市西今町 415	(0749) 22-0337 (0749) 22-9427
湖北地域消防本部	警防課	526-0033	長浜市平方町 1135	(0749) 62-6194 (0749) 62-3777
高島市消防本部	警防課	520-1655	高島市今津町日置前 5150	(0740) 22-1234 (0740) 22-5199

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-2711 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-38 滋賀合同ビル内	(077) 526-2222 (077) 526-1279
財団法人 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町 3-4-22 滋賀会館内	(077) 522-1965 (077) 526-1039
社団法人 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
社団法人 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山 7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
社団法人 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
社団法人 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
社団法人 滋賀県私立病院協会	事務局	520-0232	大津市真野 1-12-30	(077) 572-3825 (077) 573-8726
社団法人 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335

【関係府県市（近畿・中部）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	910-8580	福井県福井市大手 3-17-1	(0776) 20-0308 (0776) 22-7617
三重県	防災対策部 危機管理課	514-8570	三重県津市広明町 13	(059) 224-2734 (059) 224-2203
京都府	府民生活部 防災・原子力安全課	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	(075) 414-4466 (075) 414-4477
大阪府	総務部危機管理監 危機管理室	540-8570	大阪府大阪府中央区大手前 2-1-22	(06) 6944-6294 (06) 6944-6654
兵庫県	企画県民部災害対策 局災害対策課	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1	(078) 362-9988 (078) 362-9911
奈良県	総務部知事公室 防災統括室	630-8501	奈良県奈良市登大路町 30	(0742) 27-7006 (0742) 23-9244
和歌山県	総務部危機管理局 危機管理・消防課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通 1-1	(073) 441-2273 (073) 422-7652
徳島県	危機管理部 危機管理政策課	770-8570	徳島県徳島市万代町 1-1	(088) 621-2280 (088) 621-2987
富山県	知事政策局 防災・危機管理課	930-8501	富山県富山市新総曲輪 1-7	(076) 444-9670 (076) 444-3489
石川県	危機管理室 危機対策課	920-8580	石川県金沢市鞍月 1-1	(076) 225-1482 (076) 225-1484
長野県	危機管理部 危機管理防災課	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	(026) 235-7184 (026) 233-4332
岐阜県	危機管理部 危機管理政策課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272-1121 (058) 278-2524
静岡県	危機管理部 危機政策課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町 9-6	(054) 221-2456 (054) 221-3252
愛知県	防災局 防災危機管理課	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6143 (052) 954-6912
名古屋市	防災危機管理局 危機管理企画室	460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-1	(052) 972-3523 (052) 962-4030

資料３：市の各部局における平素の業務

部局名	平素の業務
総合政策部	1 国民保護に関する総合調整に関すること。 2 国民保護協議会の運営に関すること。 3 国民保護計画の見直し、変更に関すること。 4 国民保護対策本部に関すること。 5 初動体制の整備に関すること。 6 職員の服務基準に関すること。 7 非常通信体制の整備に関すること。 8 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町等との連携体制の整備に関すること。 9 国民保護措置に関する研修、訓練、啓発に関すること。 10 危機情報等収集、分析等に関すること。 11 特殊標章等の交付等に関すること。 12 警報の伝達等、避難の指示の伝達等および緊急通報の伝達等に関すること。 13 避難実施要領の策定に関すること。 14 避難住民および緊急物資の運送の総括に関すること。 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 16 防災資材、備蓄品の調達に関すること。 17 自主防災組織等の育成、指導に関すること。 18 消防団活動体制の整備に関すること。 19 消防団員の国民保護措置に関する研修に関すること。 20 広報に関すること。 21 報道機関との連絡調整に関すること。 22 区、地域まちづくり協議会等の市民への協力要請に関すること。 23 文化・スポーツ施設等の警戒等の予防対策に関すること。 24 文化財保護に関すること。 25 その他各部局に属さない武力攻撃事態に関する整備
総務部	1 庁舎、公有財産の管理、運用、調査に関すること。 2 市庁舎における警戒等の予防対策に関すること。 3 車両の調達に関すること。 4 市民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること。 5 庁内ネットワークの保全に関すること。 6 国民保護関係の予算、その他財務に関すること。 7 在住外国人関係団体等との情報連絡および調整に関すること。
健康福祉部	1 避難所の設営および運営に関すること。 2 避難所との連絡調整に関すること。 3 義援金の受付に関すること。

	4 医療および防疫に関すること。 5 高齢者、障がい者等の救援、安全確保および支援に関すること。 6 湖南省社会福祉協議会との連携に関すること。 7 健康福祉部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること。 8 その他保健衛生、救援および保護に関すること（他の部局に属するものを除く。）
こども未来応援部	1 乳幼児、妊産婦等の救援、安全確保および支援に関すること。 2 こども未来応援部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること。 3 その他保健衛生、救援および保護に関すること（他の部局に属するものを除く。）
都市建設部	1 公共土木施設の状況把握、対策に関すること。 2 水防に関すること。 3 障害物除去に関すること。 4 都市施設の状況把握、対策に関すること。 5 公共建物の状況把握、対策に関すること。 6 倒壊家屋等に関すること。 7 応急仮設住宅に関すること。 8 都市建設部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること。
環境経済部	1 中小企業および農林水産業の対策に関すること。 2 商工観光の対策に関すること。 3 農林水産業施設の状況把握、対策に関すること。 4 緊急物資の輸送に関すること。 5 食料・生活必需品の調達に関すること。 6 遺体の検索およびこれに必要な措置に関すること。 7 災害廃棄物の処理に関すること。 8 廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関すること。 9 環境経済部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること。
上下水道事業所	1 上下水道施設の状況把握、対策に関すること。 2 上下水道事業所が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること。
教育部	1 教育施設等の警戒等の予防対策に関すること。 2 被災児童および生徒の学用品の提供に関すること。 3 学校等への警報伝達体制整備に関すること。 4 児童および生徒の避難および安全確保に関すること。 5 応急教育に関すること。 6 教育委員会関係災害の情報および被害調査に関すること。
出納局	1 現金および物品の出納および保管に関すること。 2 義援金の保管に関すること。

議会事務局	—
監査委員事務局	—
公平委員会事務局	—
固定資産評価審査委員会事務局	—
選挙管理委員会事務局	—
農業委員会事務局	—

資料４：市の体制および職員の参集基準等

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準	防災計画による体制
①連絡調整本部体制	国民保護担当課職員が参集	警戒体制相当
②緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	災害警戒本部体制相当
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	災害対策本部体制相当

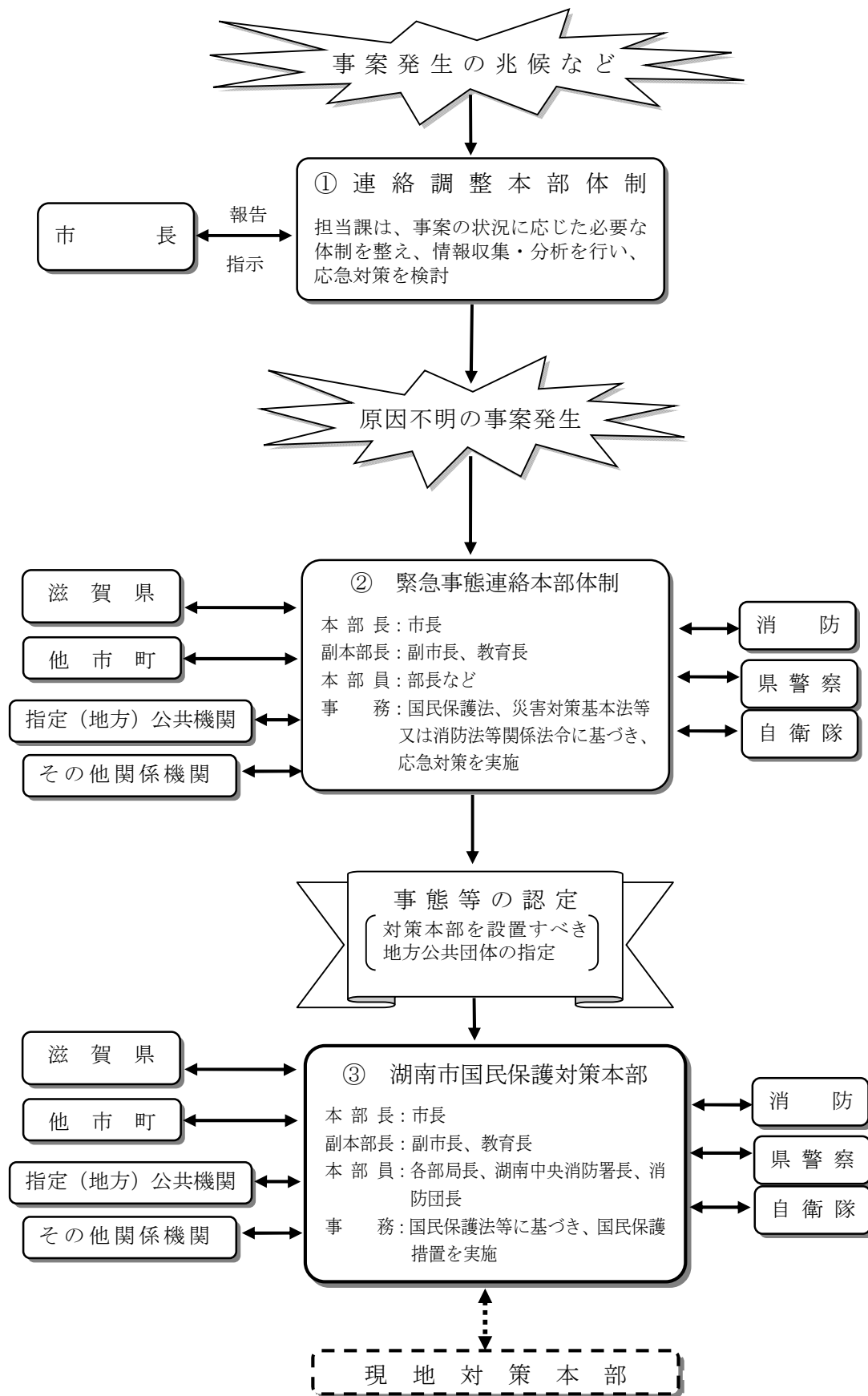
【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		連絡調整本部体制
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		緊急事態連絡本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	連絡調整本部体制
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急事態連絡本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		市国民保護対策本部体制

【連絡調整本部組織体制】

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総合政策部長、危機管理局長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、こども未来応援部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、教育部長、湖南中央消防署長、消防団長

《図：事案が発生した場合》



資料５：市対策本部における職務代理者

【市対策本部長、市対策副本部長および市対策本部の職務代理者】（防災計画に準ずる）

名称	職務代理者 （第１順位）	職務代理者 （第２順位）	職務代理者 （第３順位）	職務代理者 （第４順位）
本部長	副市長	危機管理局長	総合政策部長	総務部長
副本部長	各部長に準ずるもの			
本部員	各課長に準ずるもの			

資料６：国民の権利救済に係る手続き一覧

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続き項目	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第3項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、175条)	

資料７：関係機関との協定一覧

協定名称	締結年月日	協定締結先	協定内容
【公的機関】自治体間			
野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定	H18. 10. 1	野洲市、竜王町	災害時の相互応援
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	H17. 4. 1	東京都品川区、大田区、神奈川県横浜市・大磯町・小田原市・箱根町、静岡県函南町・三島市・清水町・長泉町・藤枝市・掛川市・袋井市、愛知県豊明市、三重県桑名市・鈴鹿市・亀山市、滋賀県甲賀市・草津市・大津市	東海道五十三次および東海道ゆかり縁の市区町の大規模災害発生時の救援協力
滋賀県市長会災害相互応援協定	H24. 11. 27	県内全市	被災市の要請に応える相互応援
湖南市・瑞浪市災害時における相互応援に関する協定	H25. 3. 22	岐阜県瑞浪市	災害時の相互応援
湖南市・比布町災害時相互応援に関する協定	H23. 10. 19	北海道比布町	災害時の相互応援
湖南市・北栄町災害時相互応援に関する協定	H23. 8. 6	鳥取県北栄町	災害時の相互応援
湖南市・王寺町災害時相互応援に関する協定	H30. 8. 1	奈良県王寺町	災害時の相互応援
【公的機関】消防応援			
滋賀県下消防団広域相互応援協定	H19. 3. 16	県内全市町	県内大規模災害時の相互応援

協定名称	締結年月日	協定締結先	協定内容
農業水利施設の防火用水利用に関する協定	H20. 9. 19	野洲川土地改良区	改良区が管理する農業用水路における防火活動
【民間企業・団体等】相互応援			
災害時における湖南市と湖南市内郵便局との相互協力に関する協定	H31. 3. 25	日本郵便(株)甲西郵便局、日本郵便(株)甲西菩提寺郵便局	相互応援、車両の提供、臨時の郵便箱設置
【民間企業・団体等】応急復旧			
エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定	H19. 4. 19	(社)滋賀県エルピーガス協会	エルピーガス供給の協力
水道施設に係る災害応急復旧に関する協定	H19. 4. 19	湖南市管工事業協同組合	水道施設復旧のための協力要請
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書	H19. 4. 19	甲賀広域小規模産業振興事業協同組合	土木資機材および労力等の応援支援
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	H23. 3. 1	滋賀県電気工事工業組合	応急復旧に係る活動協力
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	H22. 12. 27 ～H25. 2. 13	大和産業(株)、(株)望月組、(株)山元工業、吉田土木、新栄工業(株)、(株)花芳、(有)谷口建設工業	応急救援活動
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	H26. 7. 18	(一社)滋賀県建設業協会甲賀支部	応急救援活動
災害時における後方支援活動拠点の使用等に関する協定	R1. 12. 19	大阪ガスネットワーク(株)	後方支援活動拠点のための公共用地貸与、都市ガス復旧情報の提供
災害時及び広範囲にわたる家畜伝染病発生時における応急救援活動への応援に関する協定書	R3. 2. 16	(一社)滋賀県造園協会	応急救援活動
【民間企業・団体等】物資供給			
災害時における生活物資の調達等に関する協定	H19. 4. 19	(株)平和堂	避難場所の提供、生活物資調達の協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H26. 10. 9	(株)ゼンリン関西第二エリア統括部	地図製品の供給
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	H26. 12. 3	イオンタウン(株)・イオンビッグ(株)	食料生活物資等の供給一時避難場所の提供
災害時における量の提供等に関する協定	H27. 1. 30	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	避難所への量の提供
災害時における物資提供等の協力に関する協定	H27. 10. 29	王子コンテナ(株)滋賀工場	避難所への段ボールの提供
災害時における物資提供に関する協定	H28. 6. 27	NPO 法人コメリ災害対策センター	避難所への飲料、毛布等の日用品・作業用品の提供
災害時における物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	H30. 8. 27	(株)セブン-イレブン・ジャパン	食料飲料品・日用品の供給、店舗の営業継続・早期営業再開要請
災害時における電動車両等の支援に関する協定	R2. 8. 25	滋賀三菱自動車販売(株)三菱自動車工業(株)	電動車両等の支援
健康増進等に関する包括連携協定	R2. 10. 7	大塚製薬(株)	避難所への食料・飲料の提供

協定名称	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時における物資供給に関する協定書	R3. 5. 28	(株)ナフコ	避難所への飲料、毛布等の日用品・作業用品の提供
災害時における避難場所としての使用及び物資調達の協力等に関する協定書	R3. 8. 20	中島商事(株)	施設の使用および飲料水の提供
安全で安心して暮らせるまちづくりに関する協定	R3. 11. 24	生活協同組合コープしが	災害時における、食料品や生活必需品の提供
子育て支援等における包括連携協定	R4. 1. 19	江崎グリコ(株)	避難所への食料・飲料（液体ミルク等）の提供
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	R4. 4. 21	(株)ナガワ	災害時における、仮設トイレ、仮設ハウス等のレンタル機材の提供
災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定	R4. 8. 24	スターライト工業(株) (H30. 4. 3に旧スターライト販売(株)と締結した協定について、事業統合と社名変更に伴う再締結)	災害用トイレ等の提供
【民間企業・団体等】物資輸送			
災害時における物資の輸送等に関する協定	H26. 7. 18	甲西陸運(株)	物資輸送仕分け等
【民間企業・団体等】情報発信等			
災害に係る情報発信等に関する協定	H26. 8. 1	ヤフー(株)	情報発信
災害時における特設公衆電話の整備に関する協定	H27. 6. 15	西日本電信電話(株)	特設公衆電話の整備
災害における情報システムの緊急対応及び復旧に関する協定	H27. 11. 26	おうみ自治体クラウド協議会	情報システムの緊急対応および復旧作業の提供
湖南省メール配信サービスの運用に関する協定	H29. 1. 11	京滋ユアサ電気(株)、(株)甲賀建材店、(有)新工電気工業所	湖南省メール配信サービスの利用拡大の啓発等に関する技術的サポート
【民間企業・団体等】福祉避難所			
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	H27. 1. 30 H27. 3. 24 H27. 9. 15 H28. 12. 12	19 法人 44 施設	福祉避難所の開設・運営
【民間企業・団体等】指定避難所・一時避難場所			
災害時における一時避難場所に関する協定	H28. 2. 16	(学)光星学園	幼稚園の敷地を周辺住民の一時避難場所として提供
災害時等における指定避難所施設の利用に関する協定	R2. 3. 18	(社)くじら ・三雲くじら保育園 ・菩提寺くじらこども園	園施設を避難所に指定
災害時等における指定避難所施設の利用に関する協定	R2. 3. 18	(社)あかつき会 ・阿星あかつき保育園	園施設を避難所に指定
災害時等における指定避難所施設の利用に関する協定	R2. 3. 18	(株)HOPPA ・京進のほいくえん HOPPA 湖南水戸	園施設を避難所に指定

協定名称	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時等における指定避難所等施設の利用に関する協定	R2. 3. 18	(社)こころざし ・京進のようちえん HOPPA 石部 ・京進のようちえん HOPPA 石部南	園施設を避難所に指定
【民間企業・団体等】その他			
災害時の医療救護活動に関する協定	H25. 9. 12	甲賀湖南医師会	医療救護活動の実施
災害時におけるボランティア活動等に関する協定	R2. 1. 7	(社)湖南市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの開設・運営
災害及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定（追加して新規締結）	R4. 1. 11	甲賀広域行政組合、(株)日映日野、(株)ヒロセ、滋賀県環境整備事業協同組合	一般廃棄物・し尿の収集運搬
災害時における宿泊施設の提供に関する協定	R4. 3. 29	A B ホテル(株)	宿泊施設の避難所としての利用
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携協力に関する協定	R4. 10. 11	関西電力送配電(株)滋賀本部	道路啓開や電気設備等の復旧
災害時における施設使用等に関する協定	R4. 10. 17	滋賀県遊技業協同組合甲賀支部	駐車場等の避難場所としての利用

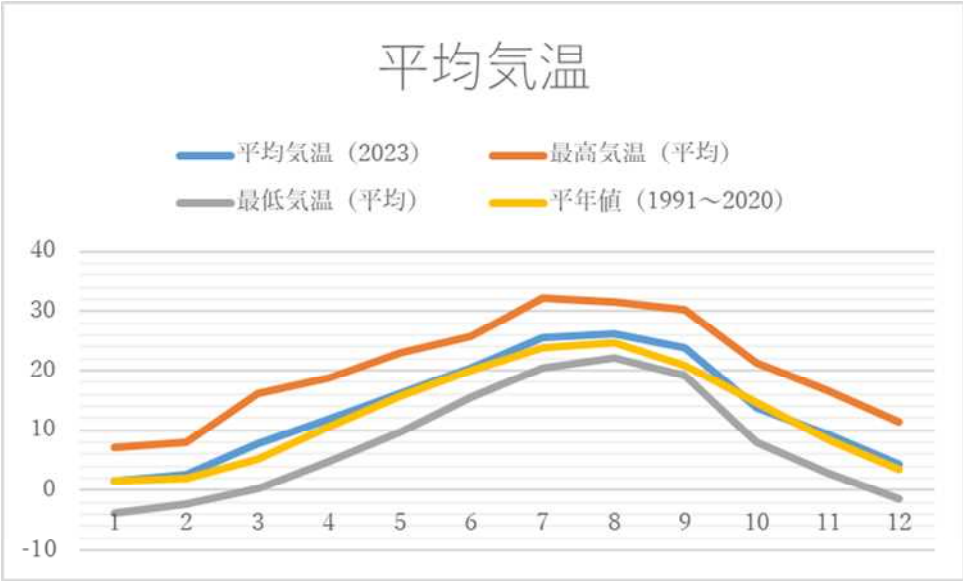
その他、最新の協定締結状況については、湖南市地域防災計画参考資料を参照

資料 8：基礎的資料

【1. 一般的資料】

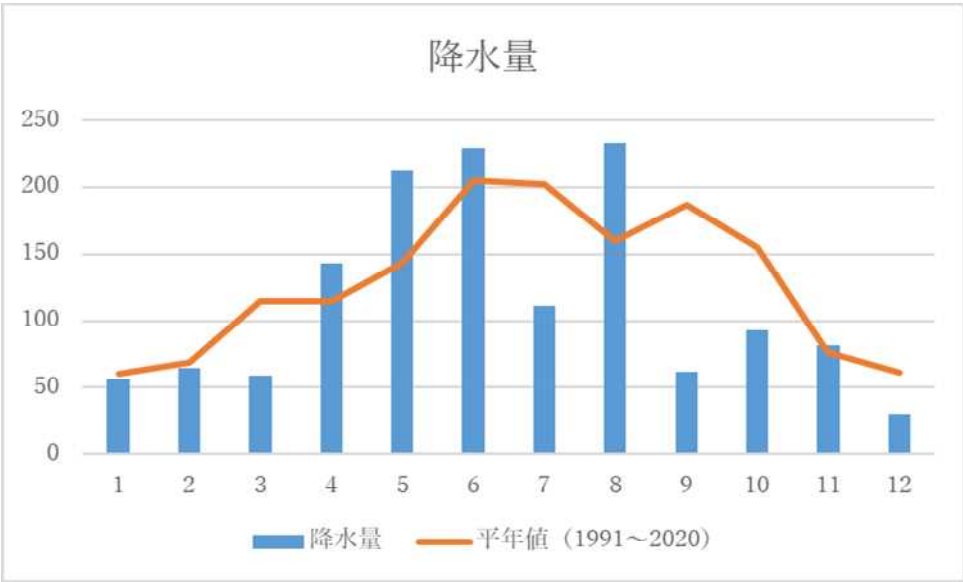
(1) 市の気候

平均気温（2023 年 信楽観測所）



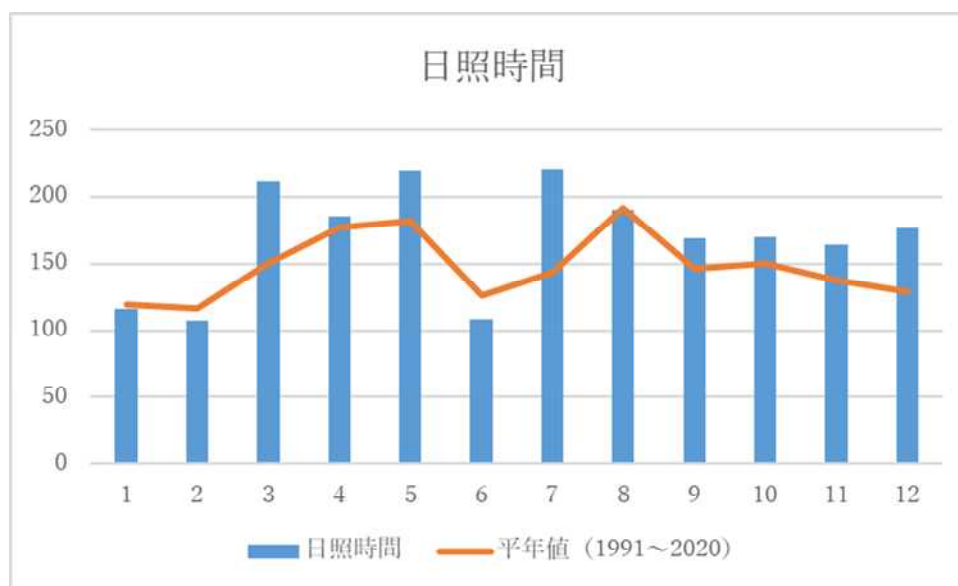
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均気温	1.5	2.6	7.8	11.8	16.2	20.4	25.6	26.2	23.8	13.8	9.3	4.4
最高気温 (平均)	7.2	7.9	16.2	18.8	22.9	25.8	32.1	31.6	30.2	21.2	16.6	11.5
最低気温 (平均)	-3.7	-2.2	0.4	4.7	9.7	15.5	20.4	22.1	19.1	8	2.9	-1.4
平年値 (1991~2020)	1.6	2	5.3	10.6	15.8	19.9	23.9	24.6	20.8	14.6	8.5	3.6

降水量（2023 年信楽観測所）



月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
降水量	56	64	58.5	143	212.5	229	111	233	61	93.5	82	30
平年値 (1991~2020)	60.2	68.9	114.9	114.3	143.1	204.8	202.2	159.6	186.7	154.7	76	60.5

日照時間（2023 年信楽観測所）



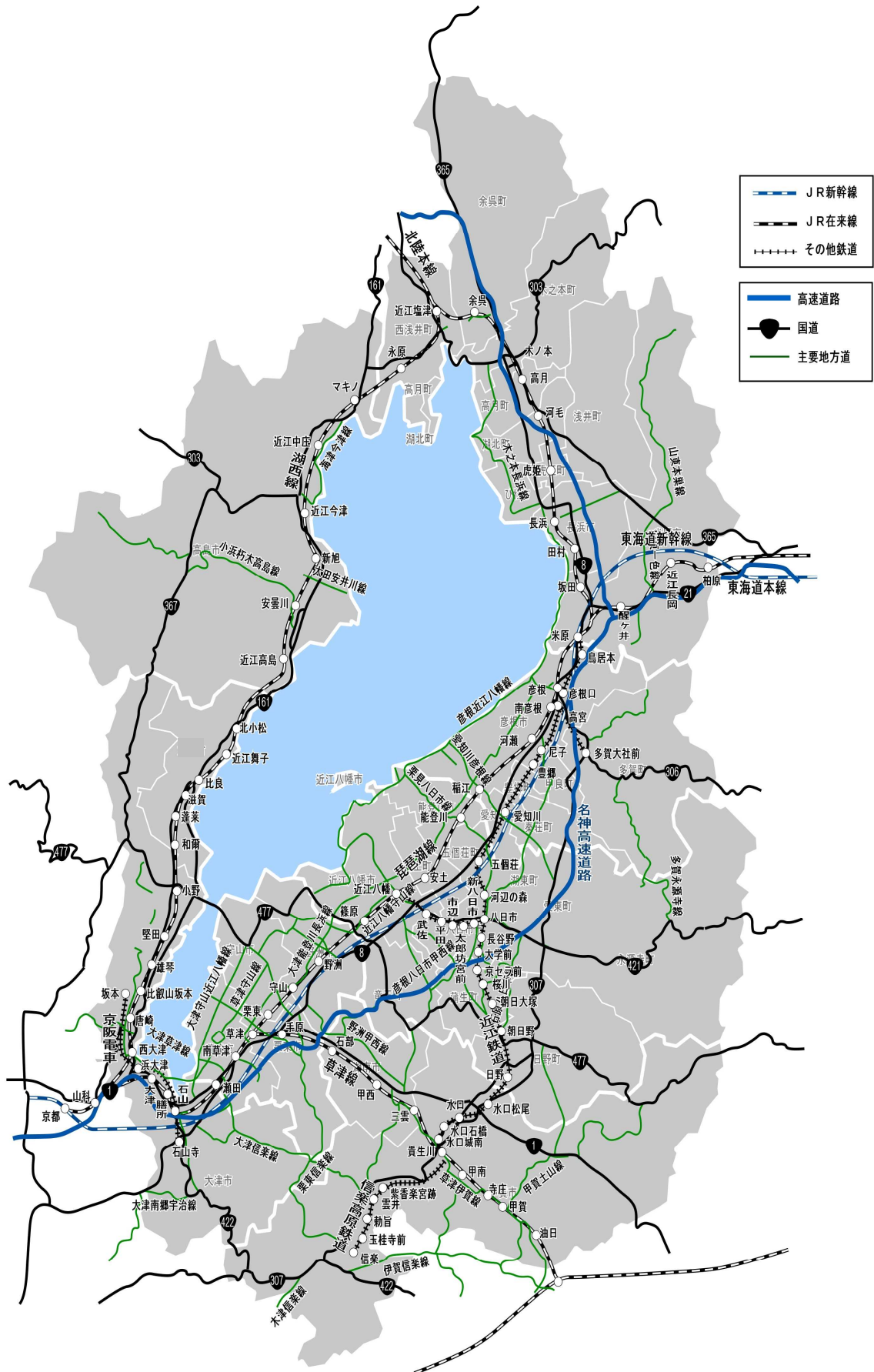
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日照時間	115.7	107.8	211.2	185.1	219.8	108	220.3	189.7	168.9	169.8	164.1	176.2
平年値（1991～2020）	119.3	116.8	149.7	177.5	181.9	126.4	143.2	191.1	146	150.4	137.6	129.5

（２）市の人口推移等

年	人口 (人)	増減		世帯数	1 世帯当 り人数 (人)	老年人口 (65 歳以上)		
		数 (人)	率 (%)			人口 (人)	割合 (%)	県割合 (%)
平成 2 年	10,890	—	—	3,053	3.56	807	7.4	12.0
	35,203	—	—	10,719	3.28	2,438	6.9	
平成 7 年	11,784	894	8.2	3,554	3.31	1,070	9.0	14.1
	39,588	4,385	12.4	12,929	3.06	3,239	8.1	
平成 12 年	12,378	594	5.0	3,992	3.10	1,431	11.6	16.1
	41,362	1,774	4.4	13,862	2.98	4,216	10.1	
平成 17 年	55,318	1,578	2.9	19,595	2.82	7,229	13.0	18.1
平成 22 年	54,614	-704	-1.28	20,463	2.66	9,015	16.5	20.7
平成 27 年	54,289	-325	-0.59	21,286	2.55	12,335	22.7	24.2
令和 2 年	54,460	171	0.31	22,498	2.44	13,387	24.5	26.4

(国税調査結果 平成 2 年～平成 12 年上段：石部町、下段：甲西町)

(3) 県内の主要道路および鉄道網



【滋賀県国民保護計画資料編より抜粋】

【２．避難に関する資料】

（１）避難施設のリスト

No	名 称	電話 (0748)	FAX (0748)	収容人数	所在地	対象地区
1	三雲東小学校	72-4616 ※3	72-8611	539	湖南省三雲3100	三雲東小学校区 (三雲区、妙感寺区)
2	みくも地域人権福祉市民交流センター	72-3166	72-3301	88	〃 三雲1186	
3	三雲コミュニティセンター	72-4532	71-2636	115	〃 三雲1186	
4	三雲児童館	72-2089	72-2089	134	〃 三雲1126	
5	三雲くじら保育園	72-1385	72-1385	227	〃 三雲1168	
6	三雲小学校	72-0025 ※3	72-6432	612	〃 夏見1857	三雲小学校区(吉永区、夏見区、針区、ルモン甲西区、中央区、平松区、柑子袋区)
7	甲西中学校 ※1	72-1138 ※3	72-3484	876	〃 針284	
8	甲西高等学校 ※2	72-3611	72-5549	463	〃 針1	
9	柑子袋まちづくりセンター	71-2560	71-2561	123	〃 柑子袋860-1	
10	夏見会館	72-3083	72-3083	63	〃 夏見1505	
11	平松こども園	72-0390	72-0390	236	〃 平松268	
12	保健センター	72-4008	72-1481	77	〃 夏見588	
13	甲西文化ホール	72-2133	72-7305	249	〃 中央5-57	
14	教育サポートセンター	72-4810	72-4810	114	〃 柑子袋557-2	
15	石部コミュニティセンター	77-4559	77-4683	55	〃 石部東7-6-1	石部小学校区(石部東区、石部中央区、石部西区、岡出区)
16	石部小学校	77-2030 ※3	77-6733	535	〃 石部中央2-3-1	
17	石部保健センター	77-7110	77-7019	140	〃 石部中央1-1-3	
18	石部文化ホール	77-8657	77-0015	361	〃 石部中央1-2-3	
19	石部軽運動場	77-5045	77-5046	81	〃 石部中央1-1-5	
20	石部保育園	77-2073	77-2073	195	〃 石部中央3-9-20	
21	いしべ交流センター	77-2972	77-2972	54	〃 石部西2-12-6	
22	京進の幼稚園HOPPA石部	(77-4557) 休園	(77-5849) 休園	182	〃 宮の森1-1-1	

No	名 称	電話 (0748)	FAX (0748)	収容人数	所在地	対象地区
23	雨山体育館	77-5400	77-5401	381	〃 雨山2-1-1	石部南小学校区 (宮の森区、宝来 坂区、石部南区、 東寺区、西寺・丸 山区)
24	雨山第二体育館	77-5400	77-5401	225	〃 雨山2-1-1	
25	石部中学校	77-3781 ※3	77-6802	662	〃 宝来坂4-3-1	
26	京進の幼稚園HOPPA石部南	77-0007	77-0023	141	湖南省丸山1-1-2	
27	石部南小学校	77-2250 ※3	77-6722	535	〃 丸山1-1-1	
28	阿星あかつき保育園	77-2950	77-2950	144	〃 石部南5-1-1	
29	石部南まちづくりセンタ ー	77-2535	77-2535	65	〃 石部南3-5-1	
30	じゅらくの里「福祉パ ーク館」	77-0041	77-0040	88	〃 東寺4-4-1	
31	石部高等学校	77-0311	77-0316	1,232	〃 丸山2-3-1	岩根小学校区(朝 国区、岩根東口 区、岩根東区、岩 根西区、岩根花園 区、正福寺区)
32	岩根小学校	72-1500 ※3	72-1848	639	〃 岩根3791	
33	甲西北中学校	72-2680 ※3	72-3862	744	〃 正福寺28-1	
34	岩根まちづくりセンター	72-7871	72-7872	139	〃 岩根1155-1	
35	岩根こども園	72-1389	72-1389	236	〃 岩根2225	
36	市民産業交流促進施設 (ここぴあ)	72-5552 ※3	72-8310	42	〃 岩根4528-1	菩提寺・菩提寺北 小学校区(北山台 区、菩提寺区、み どりの村区、三上 台区、イワタニラ ンド区、近江台 区、ハイウェイサ イドタウン区)
37	菩提寺小学校	74-1755 ※3	74-3678	649	〃 菩提寺1583-270	
38	菩提寺北小学校	74-3881 ※3	74-3883	485	〃 菩提寺328	
39	菩提寺くじらこども園	74-1373	74-1373	182	〃 菩提寺1113	
40	菩提寺まちづくりセンタ ー	74-3471	74-4005	200	〃 菩提寺西4-2-12	
41	菩提寺コミュニティセン ター	74-0150	74-5240	65	〃 菩提寺775-1	下田小学校区(下 田東区、下田西 区、下田南区、下 田北区、中山区、 緑ヶ丘区、大谷 区、桐松区、堂の 城区)
42	下田小学校	75-0004 ※3	75-3766	521	〃 下田2784	
43	下田まちづくりセンター	75-0011	75-4491	104	〃 下田1515	
44	下田こども園	75-2420	75-2420	147	〃 下田2224	

No	名 称	電話 (0748)	FAX (0748)	収容人数	所在地	対象地区
45	京進の幼稚園HOPPA湖南水戸	75-0630	76-3533	140	〃 梅影町2-6	水戸小学校区(湖南団地北区、湖南団地中区、湖南団地南区)
46	水戸小学校	75-2640 ※3	75-2666	641	〃 水戸町31-1	
47	日枝中学校	75-1158 ※3	75-1159	533	〃 岩根499-351	
48	市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)	75-8190	75-8192	299	〃 西峰町1-1	
49	水戸コミュニティセンター	75-3800	—	72	〃 西峰町1	
50	水戸体育館	78-0250	78-0250	215	〃 梅影町4-2	
指定避難所 収容人数合計				15, 045		

※1 甲西中学校は物資集積所の代替施設でもあるため、指定避難所として使用しない場合あり。

※2 甲西高等学校は、指定避難所施設として体育館を使用する。

※3 災害時特設公衆電話（発信のみ可）を設置

（２）管内の道路網のリスト

（平成25年10月22日現在）

番号	確保優先順位	路 線 名	備 考
1	第1次緊急輸送道路	国道1号	
2	第2次緊急輸送道路	(県) 石部草津線	
3	第3次緊急輸送道路	(県) 長寿寺本堂線	
4		(県) 石部停車場線	
5		(主) 竜王石部線	
6		(主) 野洲甲西線	
7		(主) 彦根八日市甲西線	
8		(主) 草津伊賀線	
9		(市) 旧東海道線	
10		(市) 三雲小学校線	三雲小学校
11		(市) 夏見岩根線	
12		(市) 東浦線	
13		(市) 平松正福寺線	
14		(市) 岩根東口花園線	
15		(市) 岩根東口花園2号線	岩根小学校
16		(市) 宮ヶ谷線	
17		(市) 狐谷線	石部南小学校
18		(市) 東寺線	

19		(市) 稲葉線	
20		(市) 三雲東小学校線	三雲東小学校
21		(市) 小学校線	石部小学校
22		(市) 大亀青木ケ上線	〃
23		(市) 菩提寺小学校線	菩提寺小学校
24		(市) 菩提寺中央線	〃
25		(市) 菩提寺団地 8 号線	菩提寺北小学校
26		(市) 菩提寺団地 3 号線	〃
27		(市) 甲賀境線	〃
28		(市) 梅影町 1 0 1 号線	水戸小学校
29		(市) 水戸町 1 0 6 号線	〃
30		(市) 水戸町 1 0 8 号線	〃
31		(市) 高松広谷線	下田小学校
32		(市) 宮ヶ谷雨山線	
33		(市) 中学校線	
34		(市) 丸山線	
35		(市) 長嶋線	
36		(市) 中之町線	
37		(市) 野洲川線	
38		(市) 高松町 106 号線	
39		(市) 日枝町 102 号線	
40		(市) 下田竜王線	
41		(市) 岩根大谷線	
42		(市) 甲西線	

注 1 第 1 次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

2 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市庁舎および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

3 第 3 次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路（市地域防災計画において定める。）

（３）輸送力のリスト

【市所有車両】

（令和 5 年 12 月 1 日現在）

	車名	ナンバー	所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
1	日野 デュトロ	滋賀 832 ね	11 危機管理・防災課	第 1 班車庫（三雲）	湖南市	消防車

	車名	ナンバー		所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
2	日産 アトラス	滋賀 831 そ	119	危機管理・防災課	第2班車庫（妙感寺）	湖南市	消防車
3	日産 アトラス	滋賀 831 つ	119	危機管理・防災課	第3班車庫（吉永）	湖南市	消防車
4	いすゞ エルフ	滋賀 830 セ	723	危機管理・防災課	第4班車庫（夏見）	湖南市	消防車
5	日産 アトラス	滋賀 830 さ	1305	危機管理・防災課	第5班車庫（針）	湖南市	消防車
6	日産 アトラス	滋賀 800 さ	9922	危機管理・防災課	第6班車庫（平松）	湖南市	消防車
7	いすゞ エルフ	滋賀 800 す	3093	危機管理・防災課	第7班車庫（柑子袋）	湖南市	消防車
8	日産 アトラス	滋賀 830 さ	8415	危機管理・防災課	第8班車庫（朝国）	湖南市	消防車
9	日野 デュトロ	滋賀 831 る	119	危機管理・防災課	第9班車庫（岩根東）	湖南市	消防車
10	日産 アトラス	滋賀 831 の	119	危機管理・防災課	第9班車庫（岩根東）	湖南市	消防車
11	日産 アトラス	滋賀 800 す	725	危機管理・防災課	第9班車庫（岩根東口）	湖南市	消防車
12	日産 アトラス	滋賀 831 ね	119	危機管理・防災課	第9班車庫（岩根花園）	湖南市	消防車
13	いすゞ エルフ	滋賀 830 と	26	危機管理・防災課	第10班車庫（正福寺）	湖南市	消防車
14	いすゞ エルフ	滋賀 830 さ	8419	危機管理・防災課	第11班車庫（菩提寺）	湖南市	消防車
15	日産 アトラス	滋賀 830 も	11	危機管理・防災課	第11班車庫（菩提寺）	湖南市	消防車
16	日産 アトラス	滋賀 831 ま	119	危機管理・防災課	第11班車庫（イワナント）	湖南市	消防車
17	いすゞ エルフ	滋賀 830 な	31	危機管理・防災課	第3分団車庫（下田）	湖南市	消防車
18	日産 アトラス	滋賀 831 た	119	危機管理・防災課	第3分団車庫（下田）	湖南市	消防車
19	日産 アトラス	滋賀 830 す	302	危機管理・防災課	第3分団車庫（下田）	消防庁	消防車
20	いすゞ エルフ	滋賀 830 す	303	危機管理・防災課	第3分団車庫（湖南団地）	湖南市	消防車
21	トヨタ ダイナ	滋賀 831 ち	119	危機管理・防災課	第4分団（石部防災センター）	湖南市	消防車
22	日産 アトラス	滋賀 831 な	119	危機管理・防災課	第4分団（石部防災センター）	湖南市	消防車
23	日産 アトラス	滋賀 831 り	119	危機管理・防災課	第4分団（石部防災センター）	湖南市	消防車
24	日産 アトラス	滋賀 832 す	119	危機管理・防災課	第19班車庫（石部南）	湖南市	消防車
25	日産 アトラス	滋賀 831 み	119	危機管理・防災課	第20班車庫（東寺）	湖南市	消防車
26	いすゞ エルフ	滋賀 831 は	119	危機管理・防災課	第21班車庫（西寺）	湖南市	消防車
27	トヨタ ノア	滋賀 800 す	4173	危機管理・防災課	危機管理・防災課	トヨタレンタリース	防災車
28	ダイハツ ハイゼット4WD	滋賀 480 け	392	総務課	土木建設課	日本カーソリューションズ	軽トラック
29	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 け	393	総務課	健康政策課	日本カーソリューションズ	軽貨物
30	スズキ エブリイ	滋賀 480 そ	554	総務課	三雲ふれあいセンター	日本カーソリューションズ	軽貨物
31	スズキ エブリイ	滋賀 480 そ	556	総務課	リサイクルプラザ	日本カーソリューションズ	軽貨物
32	スズキ エブリイ	滋賀 480 そ	557	総務課	教育総務課	日本カーソリューションズ	軽貨物

	車名	ナンバー		所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
33	スズキ エブリィ	滋賀 480 そ	558	総務課	総務課	日本カーソリューションズ	軽貨物
34	スズキ エブリィ	滋賀 480 そ	559	総務課	障がい福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
35	スズキ エブリィ	滋賀 480 そ	560	総務課	都市政策課	日本カーソリューションズ	軽貨物
36	スズキ エブリィ	滋賀 480 そ	562	総務課	農林振興課	日本カーソリューションズ	軽貨物
37	日野 リエッセ	滋賀 200 さ	1272	総務課	総務課	湖南市	マイクロバス
38	三菱 デリカ	滋賀 400 た	2126	総務課	総務課	トヨタレンタリース	小型トラック
39	日産 セレナ	滋賀 501 セ	8964	総務課	総務課	日通商事	普通乗用車
40	日産 キャラバン	滋賀 301 ち	9020	総務課	総務課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
41	ダイハツ ハイゼットトラック	滋賀 480 そ	9564	総務課	土木建設課	トヨタレンタリース	軽トラック
42	ダイハツ ハイゼット4WD	滋賀 480 そ	9565	総務課	農林振興課	トヨタレンタリース	軽貨物
43	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 そ	9568	総務課	保険年金課	日本カーソリューションズ	軽貨物
44	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 そ	9569	総務課	こども子育て応援課	日本カーソリューションズ	軽貨物
45	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 そ	9570	総務課	土木建設課	トヨタレンタリース	軽貨物
46	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 そ	9571	総務課	環境政策課	トヨタレンタリース	軽貨物
47	トヨタ プロボックススワゴン	滋賀 800 す	2255	総務課	土木建設課	日本カーソリューションズ	水防車
48	マツダ フレア	滋賀 581 セ	2814	総務課	福祉政策課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
49	マツダ フレア	滋賀 581 セ	2815	総務課	教育総務課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
50	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 こ	3617	総務課	少年センター	日本カーソリューションズ	軽貨物
51	三菱 デリカ:5	滋賀 301 の	3673	総務課	議事課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
52	三菱 デリカ:5	滋賀 301 の	3674	総務課	秘書広報課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
53	トヨタ アクア	滋賀 501 む	4667	総務課	総務課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
54	ダイハツ ハイゼットトラック	滋賀 480 そ	5085	総務課	総務課	日本カーソリューションズ	軽トラ
55	マツダ スクラムバン	滋賀 480 そ	5088	総務課	高齢福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
56	マツダ スクラムバン	滋賀 480 そ	5089	総務課	発達支援室	日本カーソリューションズ	軽貨物
57	マツダ スクラムバン	滋賀 480 そ	5090	総務課	障がい福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
58	マツダ スクラムバン	滋賀 480 そ	5091	総務課	住宅課	日本カーソリューションズ	軽貨物
59	マツダ スクラムバン	滋賀 480 そ	5092	総務課	商工観光労政課	日本カーソリューションズ	軽貨物
60	トヨタ プロボックス	滋賀 400 ち	5372	総務課	総務課	トヨタレンタリース	小型貨物車
61	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7383	総務課	税務課(固定)	日本カーソリューションズ	軽貨物
62	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7384	総務課	収納課	日本カーソリューションズ	軽貨物
63	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7385	総務課	三雲ふれあいセンター	日本カーソリューションズ	軽貨物
64	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7386	総務課	岩根子育て支援センター	日本カーソリューションズ	軽貨物

	車名	ナンバー		所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
65	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7387	総務課	高齢福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
66	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7388	総務課	教育総務課	日本カーソリューションズ	軽貨物
67	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7389	総務課	高齢福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
68	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7390	総務課	発達支援室	日本カーソリューションズ	軽貨物
69	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7391	総務課	夏見会館	日本カーソリューションズ	軽貨物
70	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7392	総務課	夏見会館	日本カーソリューションズ	軽貨物
71	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7393	総務課	三雲ふれあいセンター	日本カーソリューションズ	軽貨物
72	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 た	7395	総務課	地域創生推進課	日本カーソリューションズ	軽貨物
73	ダイハツ タント	滋賀 581 く	8490	総務課	総務課	湖南市	軽乗用車
74	スズキ パレット	滋賀 580 そ	5831	人権擁護課	人権擁護課	湖南市	軽乗用車
75	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 け	6338	危機管理・防災課	危機管理・防災課	日本カーソリューションズ	軽貨物
76	三菱 ファイター	滋賀 88 す	5252	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	パッカー車
77	日産 アトラス	滋賀 45 と	5287	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	2トントラック
78	三菱 キャンター	滋賀 11 た	7956	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	2トンダンプ
79	三菱 キャンター	滋賀 11 た	5792	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	幌車
80	三菱 ファイター	滋賀 88 す	6866	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	パッカー車
81	三菱 ファイター	滋賀 800 さ	8515	環境政策課	リサイクルプラザ	湖南市	パッカー車
82	ダイハツ ミライース	滋賀 581 さ	826	農業委員会	農業委員会	日本カーソリューションズ	軽乗用車
83	三菱 キャンター	滋賀 830 さ	1290	上下水道課	上下水道課	湖南市	給水車(3t)
83	三菱 軽トラ	滋賀 880 あ	1322	上下水道課	上下水道課	湖南市	公共応急作業車
84	三菱 ミニキャブ	滋賀 480 せ	3319	上下水道課	上下水道課	日本カーソリューションズ	軽貨物
85	ホンダ アクティ	滋賀 880 あ	1724	上下水道課	上下水道課	湖南市	公共応急作業車
86	三菱 タウンボックス	滋賀 580 ゆ	4181	上下水道課	上下水道課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
87	トヨタ トヨエース	滋賀 800 す	5681	上下水道課	上下水道課	湖南市	公共応急作業車
88	三菱 ランサーカーゴ	滋賀 400 ち	5994	上下水道課	上下水道課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
89	トヨタ カローラフィールダー	滋賀 501 は	7472	上下水道課	上下水道課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
90	三菱	滋賀 800 さ	8569	上下水道課	上下水道課	湖南市	給水車(2t)
91	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 ち	6060	発達支援室	発達支援室	日本カーソリューションズ	軽貨物
92	ダイハツ ミライース	滋賀 580 ゆ	652	高齢福祉課	高齢福祉課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
93	ダイハツ タント	滋賀 581 つ	2730	高齢福祉課	水戸学区まちづくり協議会	湖南市	軽乗用車

	車名	ナンバー		所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
94	三菱 ミニキャブ	滋賀 48 こ	2821	高齢福祉課	高齢福祉課	トヨタレンタリース	軽貨物
95	スズキ エブリイ	滋賀 480 た	6691	高齢福祉課	高齢福祉課	滋賀レンタリース	軽貨物
96	スズキ エブリイ	滋賀 480 た	6692	高齢福祉課	高齢福祉課	滋賀レンタリース	軽貨物
97	三菱 ミニキャブ	滋賀 480 く	5688	高齢福祉課	高齢福祉課	トヨタレンタリース	軽貨物
98	ダイハツ ハイゼット	滋賀 480 く	8215	高齢福祉課	高齢福祉課	日本カーソリューションズ	軽貨物
99	ダイハツ ミライース	滋賀 581 な	1188	子ども政策課	家庭児童相談室	日本カーソリューションズ	軽乗用車
100	スズキ アルト	滋賀 581 ん	2624	子ども政策課	みくも子ども家庭総合センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車
101	スズキ アルト	滋賀 581 ん	2626	子ども政策課	しもだ子ども家庭総合センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車
102	スズキ アルト	滋賀 580 み	2715	子ども政策課	家庭児童相談室	湖南市	軽乗用車
103	ダイハツ ミライース	滋賀 581 ね	3561	子ども政策課	いしべ子ども家庭総合センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車
104	スズキ エブリイ	滋賀 480 す	5154	子ども政策課	子ども政策課	湖南市	軽貨物
105	ダイハツ ハイゼットカーゴ	滋賀 480 ち	931	健康政策課	健康政策課	日通商事	軽貨物
106	スズキ エブリイ	滋賀 480 す	5153	こども子育て応援課	こども子育て応援課	湖南市	軽貨物
107	スズキ エブリイ	滋賀 480 た	8740	健康政策課	健康政策課	日通商事	軽貨物
108	ダイハツ ミライース	滋賀 581 さ	827	地域医療推進課	石部診療所	日本カーソリューションズ	軽乗用車
109	ダイハツ ミライース	滋賀 581 さ	828	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
110	ダイハツ ミライース	滋賀 580 み	1079	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
111	ダイハツ ミライース	滋賀 581 か	2079	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
112	ダイハツ ミライース	滋賀 581 か	2080	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
113	ダイハツ ミライース	滋賀 581 か	2081	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
114	ダイハツ ミライース	滋賀 580 ゆ	4163	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
115	ダイハツ ミライース	滋賀 580 ゆ	4164	地域医療推進課	保健センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車
116	ダイハツ タント	滋賀 581 つ	7325	地域医療推進課	石部診療所	日本カーソリューションズ	軽乗用車
117	スズキ アルト	滋賀 581 つ	7376	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
118	スズキ アルト	滋賀 581 つ	7957	地域医療推進課	水戸診療所	日本カーソリューションズ	軽乗用車
119	三菱 ミニキャブ	滋賀 480 せ	2763	給食センター	給食センター	日本カーソリューションズ	軽貨物
120	ホンダ N ボックス	滋賀 581 あ	5539	学校教育課	学校教育課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
121	スズキ エブリイ	滋賀 480 つ	7679	学校教育課	学校教育課	日本カーソリューションズ	軽乗用車
122	スズキ エブリイ	滋賀 480 せ	9656	文化スポーツ課	文化スポーツ課	トヨタレンタリース	軽貨物
123	スポーツトラクター	湖南市	138	文化スポーツ課	文化スポーツ課	湖南市	スポーツトラクター
124	ダイハツ ハイゼット	滋賀 41 つ	9974	教育総務課	教育総務課	湖南市	軽貨物
125	いすゞ エルフ	滋賀 800 さ	2905	図書館	図書館	湖南市	移動図書館

	車名	ナンバー		所管	配置・場所	所有名義	自動車種別
126	ダイハツ ムーブ	滋賀 581 ひ	178	福祉政策課	福祉政策課	湖南市	軽乗用車
127	スズキ エブリイ	滋賀 480 な	1128	総務課	幼児施設課	トヨタレンタリース	軽貨物
128	ダイハツ ムーブ	滋賀 581 ほ	2723	総務課	教育支援課	トヨタレンタリース	軽乗用車
129	ダイハツ ムーブ	滋賀 581 ほ	2724	総務課	都市政策課	トヨタレンタリース	軽乗用車
130	スズキ アルト	滋賀 581 の	3161	人権擁護課	いしべ交流センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車
131	トヨタ ノア	滋賀 501 ら	4283	総務課	総務課	日本カーソリューションズ	普通乗用車
132	スズキ アルト	滋賀 581 ま	5125	地域医療推進課	訪問看護ステーション	日本カーソリューションズ	軽乗用車
133	ダイハツ タント X	滋賀 581 む	2025	文化スポーツ課	文化スポーツ課	滋賀ダイハツ	軽乗用車
134	スズキ アルト	滋賀 581 の	5599	地域医療推進課	保健センター	日本カーソリューションズ	軽乗用車

(4) 輸送施設に関する情報

【鉄道】

名 称		所 在 地	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社		京都府京都市南区西九条北ノ内町 5 - 5	075-682-8031
草津線	草 津 駅	草津市渋川一丁目 1 -16	077-562-2477
	石 部 駅	湖南市石部西 3 - 5 - 38	0748-77-5667
	甲 西 駅	〃 平松 20-14	0748-72-3158
	三 雲 駅	〃 三雲 457	0748-72-0018

【３．救援に関する資料】

（１）備蓄物資および調達先一覧

【備蓄物資一覧】

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	防災用品名	東庁 舎防 災倉 庫	三雲 防災 倉庫	柑子 袋防 災倉 庫	菩提 寺防 災倉 庫	岩根 防災 倉庫	下田 防災 倉庫	団地 防災 倉庫	石部 防災 セン ター	石部 南防 災倉 庫	菩提 寺小 学校 防災 倉庫
防災 準備 およ び初 期避 難用 品	強力ライト（懐中電灯）	10	10	10	10	10	10	10		8	
	蛍光灯付き強力ライト	3	1		1	1	1				
	反射式合図灯	10	10	10	10	10	10	10		8	
	トランジスターメガホン	4	4	4	4	3	4	4		3	
	ヘルメット	10	10		10	10	10	10	21		
	軍手	100	200		200	200	200	100	60	100	
	カラーコーン	10	10	10	10	10	10	10		10	
	ブルーシート（5. 4×7. 2）	20	20	20	20	20	20	20	200	21	
	トラロープ（12mm×200m）	2	2	2	2	2	2	2	3	2	
	救助ロープ（12mm×20m）	10	5	5	5	5	5	5	10	5	
	消火器（ABC10型）	1	4	4	4	4	4	4		4	
	コーンバー					7					
	点滅ロープ								14		
	乾電池単1（アルカリ）		60	60	60	60	60	60		48	
	乾電池単2（アルカリ）		44	44	44	40	44	20		44	
救助 用器 具	発電機（ホンダEB23）	1				2					
	発電機（ホンダEU16i）	1	2	2	2		2	2			
	発電機（ホンダEU9iGB）ガスタイプ	1									
	発電機									1	
	投光器（三脚付き）	4	4	4	4	4	4	4	1	3	
	コードリール（30m）	4	4	4	4	4	4	4	3	3	
	エンジンカッター								1		
	エンジンチェンソー	2	1	1	1	1	1	1	2	1	
	折込鋸		5	5	5	5	5	5	5	5	
	丸ショベル		5	5	5	5	5	5	10	5	
	角ショベル		5	5	5	5	5	5	10	5	
	ツルハシ		2	2	2	2	2	2		2	
	大ハンマー		2	2	2	2	2	2	2	2	
	掛矢		4	4	4	4	4	4	4	4	
	番線カッター		2	1	2	2	2	2	2	1	
救助 救急 用品	工具セット	2	2	2	2	1	2	2	3	2	
	二つ折り担架								3		
	ライフジャケット（救命胴衣）	20	4	4	4	4	4	4	10	4	
	バック毛布（難燃性）	90	201	200	200	200	100	300	390	135	
給水 用品	救急箱（多人用）									1	
	救急箱（50人用）		1	1	1	1	1	1	3	1	
	フィルターマスク								10		
	給水タンク（500L）	1	1	1	1	1	1	1		1	
運搬 用品	給水容器								20		
	ポリ容器（20L）		5	5	5	5	5	5	30	10	
	ウォッシュャブルタンク（20L）	4	4	4	4	4	4	4	10	4	
	アルミ組立リヤカー		1	1	1	1	1	1		1	
非常 用食 料品	一輪車		5	5	5	5	2	5	2	5	
	バケツ								3		
	カンパン（100g または 110g 缶入）	48	2,400	2,400	2,400	1,488	2,400	2,400	2,400	2,400	
	アルファ米（100g）	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	缶入りパン					1,440					
	サバイバルフーズ（60食）		20		20	20	120	20	20	20	
	食器セット								3		
	食器セット（50人用 紙製）	10	4	4	4	4	4	4	10	4	
燃料	水（蒸留水 500ml ペットボトル）	120	360	240	240	240	240	240	120	240	
	チェーンソーオイル	2	1		1						
	ガソリン缶詰（1ℓ）		16		18	12	16	10		12	

	防災用品名	東庁 舎防 災倉 庫	三雲 防災 倉庫	柑子 袋防 災倉 庫	菩提 寺防 災倉 庫	岩根 防災 倉庫	下田 防災 倉庫	団地 防災 倉庫	石部 防災 セン ター	石部 南防 災倉 庫	菩提 寺小 学校 防災 倉庫
	混合ガソリン缶詰（1 $\frac{1}{2}$ ）25:1		1				1	1		4	
	ガソリン携行缶									1	
トイレ用品	仮設トイレ	12									
	庫内照明（エボルタ付ランタン）										10
	マンホールトイレ（洋式タイプ）										2
	簡易トイレ（インスタントトイレ）										8
	トイレ処理セット（200回分）										3
	トイレレットペーパー										5
防寒用品	マイクロファイバー毛布										100
その他	脚立	1			1	1	1	1		1	
	たるき杭	50	20		10	20	10			30	
	土のう袋	3,600	400	400	450	500	450	400	1,300	600	
	ウォータージェル								100		
	丸太杭								100		
	アルミGIベッド								3		
	スケルトントイレ								3		
	縄								37		
	テント（2間×3間）救護用	1									

※東庁舎防災倉庫は、消防倉庫兼用、公用車5番車庫右側

※菩提寺小学校防災倉庫は、災害時トイレタイプ

【食料・必需物資等調達先一覧】

名 称	所 在 地	電話番号
平和堂(株)甲西店	湖南省岩根 867-5	0748-75-2233
平和堂(株)フレンドマート菩提寺店	〃 菩提寺新町 3-65	0748-74-0333
平和堂(株)石部店	〃 石部中央六丁目 1-31	0748-77-5331
湖南省商工会	〃 中央 1-1	0748-72-0038
甲賀農業協同組合石部支所	〃 石部中央四丁目 8-50	0748-77-2025
甲賀農業協同組合 岩根支所	〃 岩根 3476-1	0748-72-0022
丸善スーパー石部店	〃 石部東六丁目 1-17	0748-77-8515
イオンタウン湖南	〃 岩根 4580	0748-71-3106

(2) 関係医療機関のデータベース

【基幹災害医療センターおよび地域災害医療センター指定病院】

区分	医療機関名	所在地	電話番号
基幹災害医療センター	大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131
地域災害医療センター			
甲賀保健医療圏	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234
大津保健医療圏	大津市民病院	大津市本宮 2-9-9	077-522-4607
湖南保健医療圏	済生会滋賀県病院	栗東市大橋 2-4-1	077-552-1221
中部保健医療圏	近江八幡市民病院	近江八幡市出町 395	0748-33-3151
湖東保健医療圏	彦根市立病院	彦根市八坂町 1882	0749-22-6050
湖北保健医療圏	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	0749-63-2111
湖西保健医療圏	公立高島病院	高島市勝野 1667	0740-36-0220
病院			
医療法人社団美松会 生田病院		湖南市菩提寺 104-13	0748-74-8577
甲西リハビリ病院		〃 夏見 1168	0748-72-2881
滋賀県立小児保健医療センター		守山市守山 5-7-30	077-582-6200
野洲病院		野洲市小篠原 1094	077-587-1332
守山市民病院		守山市守山四丁目 14-1	077-582-5151
淡海医療センター		草津市矢橋町 1660	077-563-8866
滋賀医科大学医学部付属病院		大津市瀬田月輪町	077-548-2111

(3) 墓地および火葬場等のデータベース

名 称	所 在 地	電 話 番 号
湖南市浄苑	湖南市岩根 136-133	0748-75-0419

【４．生活関連施設】

名 称	所 在 地	無線局の目的	アナログ/デジタル
(株)エフエム滋賀	湖南省岩根字大谷 678	超短波	アナログ
財団法人道路交通情報通信システムセンター	〃	超短波文字放送	アナログ

【５．大規模集客施設等に関する資料】

大規模集客施設等のリスト・

①学校関係

施設名	所 在 地	電話番号
三雲くじら保育園	湖南省三雲 1168	0748-72-1385
平松こども園	〃 平松 268	0748-72-0390
石部保育園	〃 石部中央三丁目 9-20	0748-77-2073
阿星あかつき保育園	〃 石部南五丁目 1-1	0748-77-2950
岩根こども園	〃 岩根 2225	0748-72-1389
菩提寺くじらこども園	〃 菩提寺 1113	0748-74-1373
下田こども園	〃 下田 2224	0748-75-2420
京進の幼稚園 HOPPA 湖南水戸	〃 梅影町 2-6	0748-75-0630
三雲学童保育所（どろんこ学童保育所）	〃 夏見 1850-3	0748-60-4581
三雲東学童保育所（げんきっ子）	〃 三雲 1031	0748-72-1930
石部学童保育所（あゆっこ）	〃 石部東八丁目 11-1	0748-77-5430
石部南学童保育所（風の子のいえ）	〃 石部南三丁目 5-2	0748-77-4495
岩根学童保育所（はねっこクラブ）	〃 岩根 3781-1	0748-72-9034
菩提寺学童保育所（みちくさクラブ）	〃 菩提寺 2093-397	0748-74-3851
菩提寺北学童保育所（わんぱくクラブ）	〃 サイドタウン二丁目 4-31	0748-74-3219
下田学童保育所（あおぞらクラブ）	〃 下田 2794-3	0748-60-4580
水戸学童保育所（星の子クラブ）	〃 岩根 499-139	0748-75-6343
京進の幼稚園 HOPPA 石部	〃 宮の森一丁目 1-1	0748-77-4557
京進の幼稚園 HOPPA 石部南	〃 丸山一丁目 1-2	0748-77-0007
菩提寺こども園	〃 菩提寺 783-3	0748-74-1272
三雲東小学校	〃 三雲 3100	0748-72-4616
三雲小学校	〃 夏見 1857	0748-72-0025
石部小学校	〃 石部中央二丁目 3-1	0748-77-2030
石部南小学校	〃 丸山一丁目 1-1	0748-77-2250
岩根小学校	〃 岩根 3791	0748-72-1500
菩提寺小学校	〃 菩提寺 1583-270	0748-74-1755
菩提寺北小学校	〃 菩提寺 328	0748-74-3881
下田小学校	〃 下田 2784	0748-75-0004

水戸小学校	〃 水戸町 31-1	0748-75-2640
甲西中学校	〃 針 284	0748-72-1138
石部中学校	〃 宝来坂四丁目 3-1	0748-77-3781
甲西北中学校	〃 正福寺 28-1	0748-72-2680
日枝中学校	〃 岩根 499-351	0748-75-1158
石部高等学校	〃 丸山二丁目 3-1	0748-77-0311
甲西高等学校	〃 針 1	0748-72-3611

②大規模集客施設

名 称	所 在 地	電話番号
(株)平和堂甲西店	湖南省岩根 867-5	0748-75-2233
(株)平和堂フレンドマート菩提寺店	〃 菩提寺新町 3-65	0748-74-0333
(株)平和堂石部店	〃 石部中央六丁目 1-31	0748-77-5331
丸善スーパー石部店	〃 石部東六丁目 1-17	0748-77-8515
イオンタウン湖南	〃 岩根 4580	0748-71-3106

③官公庁

名 称	所 在 地	電話番号
湖南省役所東庁舎	湖南省中央一丁目 1	0748-72-1290
湖南省役所西庁舎	〃 石部中央一丁目 1-1	0748-77-3101
保健センター（健康政策課）	〃 夏見 588	0748-72-4008
石部保健センター（こども子育て応援課）	〃 石部中央一丁目 1-3	0748-77-7008
子育て支援センター	〃 岩根 2225（岩根保育園内）	0748-72-7089
石部子育て支援センター	〃 石部中央三丁目 9-20	0748-77-8570
石部医療センター	〃 石部東五丁目 3-1	0748-77-4100
水戸診療所	〃 西峰町 1-1	0748-75-0180
教育サポートセンター	〃 柑子袋 557-2	0748-72-8588
シルバーワークプラザ	〃 夏見 621-2	0748-72-6835
石部老人福祉センター	〃 石部中央一丁目 1-6	0748-77-5045
市民学習交流センター本館	〃 西峰町 1-1	0748-75-8190
市民学習交流センター別館	〃	0748-75-3800
少年センター	〃 石部中央一丁目 1-1	0748-77-7053
甲西文化ホール	〃 中央五丁目 57	0748-72-2133
石部文化ホール	〃 石部中央一丁目 2-3	0748-77-6250

【6. その他】

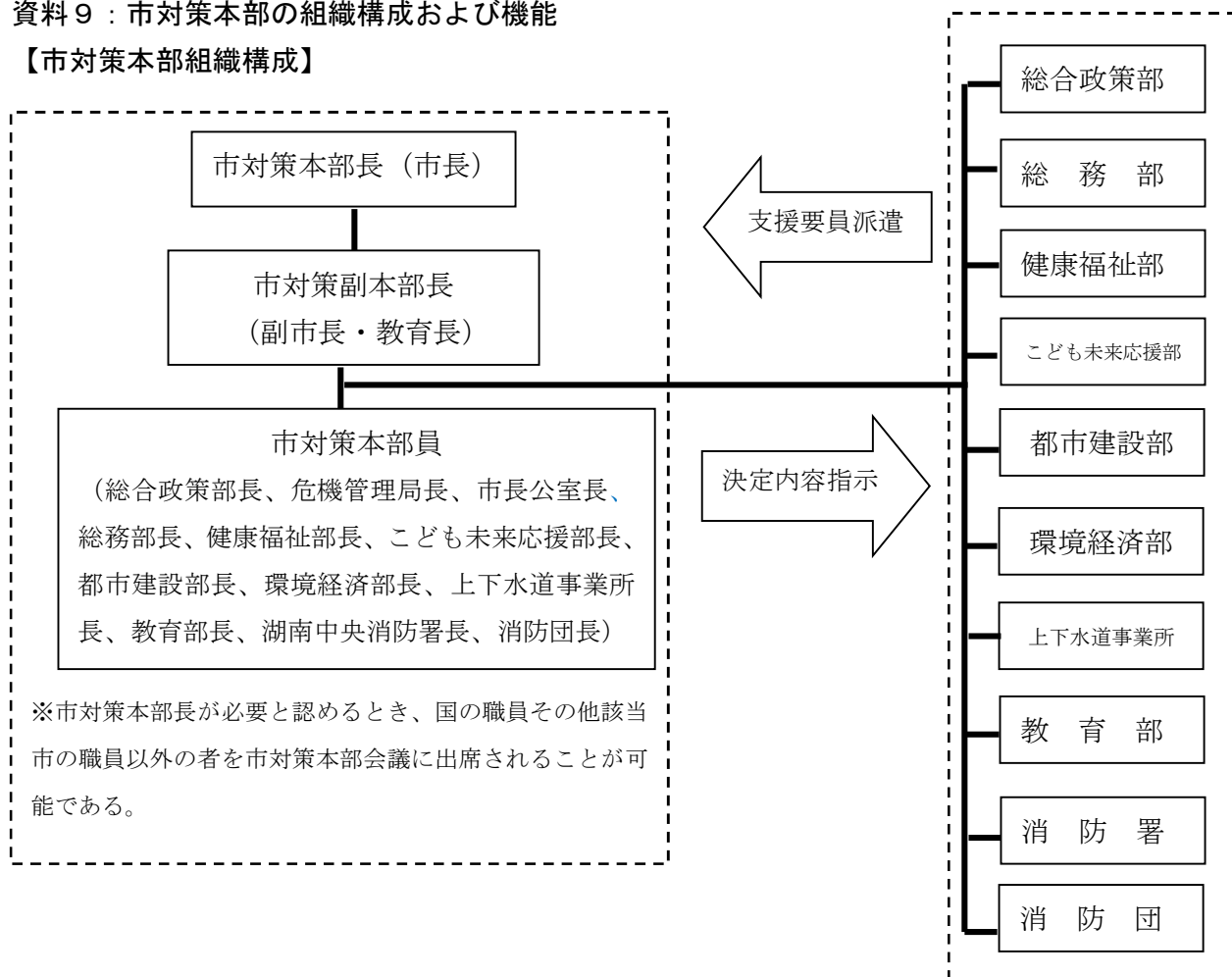
市内にある重要文化財等

1 国指定 (建＝建造物 絵＝絵画 工＝工芸 彫＝彫刻 書＝書跡)

種 別		指定年月日	名 称	員数	所 在 地	年 代
国 宝	建	明 31. 12. 28／ 昭 28. 3. 31	長寿寺本堂	1 棟	東寺五丁目（長 寿 寺）	鎌 倉
	〃	明 31. 12. 28／ 昭 28. 3. 31	常楽寺本堂	1 棟	西寺六丁目（常 楽 寺）	室 町
	〃	明 34. 3. 27／ 昭 28. 3. 31	常楽寺三重塔	1 基	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	明 32. 4. 5	善水寺本堂	1 棟	岩 根（善 水 寺）	室 町
重 要 文 化 財	建	大 10. 4. 30	吉御子神社本殿	1 棟	石部西一丁目（吉御子神社）	江 戸
	〃	昭 27. 3. 29	長寿寺弁天堂	1 棟	東寺五丁目（長 寿 寺）	江 室 町
	〃	昭 34. 6. 27	白山神社拝殿	1 棟	東寺五丁目（白 山 神 社）	室 町
	〃	昭 36. 3. 23	多宝塔	1 基	菩提寺	鎌 倉
	絵	明 30. 12. 28	絹本着色十六羅漢像	16 幀	東寺五丁目（長 寿 寺）	鎌 倉
	〃	明 32. 8. 1	絹本着色浄土曼荼羅図（伝僧源信筆）	1 幅	西寺六丁目（常 楽 寺）	鎌 倉
	〃	大元. 9. 3	絹本着色仏涅槃図	1 幅	〃 （ 〃 ）	〃
	工	明 44. 4. 17	錫杖	1 柄	〃 （ 〃 ）	平 安
	〃	昭 39. 1. 28	石燈籠	1 基	〃 （ 〃 ）	平 室 町
	〃	平 7. 6. 15	金銅飯食器	1 口	〃 （ 〃 ）	平 安
	〃	〃	銅飲食器（脚欠）	1 口	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	金銅火舎	1 口	〃 （ 〃 ）	〃
	彫	明 42. 4. 5	木造吉彦命坐像（附 木造隨身坐像 2 軀）	1 軀	石部西一丁目（吉御子神社）	平 安
	〃	明 41. 4. 23	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	東寺五丁目（長 寿 寺）	〃
	〃	〃	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	木造釈迦如来坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	明 41. 4. 23	木造釈迦如来坐像	1 軀	西寺六丁目（常 楽 寺）	〃
	〃	明 45. 2. 8	木造二十八部衆立像	28 軀	〃 （ 〃 ）	鎌 倉
	〃	大 2. 4. 14	木造千手観音坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	鎌 倉
	〃	明 42. 4. 5	木造十一面観音立像	1 軀	三 雲（上 乗 寺）	平 安
	〃	〃	木造十一面観音立像	1 軀	〃（永 照 院）	〃
	〃	明 37. 2. 18	木造薬師如来坐像	1 軀	岩 根（善 水 寺）	〃
	〃	〃	木造梵天・帝釈天立像	2 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	木造兜跋毘沙門天立像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	木造持国天・増長天立像	2 軀	〃 （ 〃 ）	鎌 倉
	〃	〃	木造四天王立像	4 軀	〃 （ 〃 ）	平 安
	〃	〃	木造不動明王坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	木造僧形文殊坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	金銅誕生釈迦仏立像	1 軀	〃 （ 〃 ）	奈 良
	〃	明 41. 4. 23	木造金剛二力士立像	2 軀	〃 （ 〃 ）	平 安
	〃	明 42. 4. 5	木造阿弥陀如来立像	1 軀	菩提寺（菩 提 禅 寺）	〃
	〃	明 41. 4. 23	木造十一面観音立像	1 軀	正福寺（正 福 寺）	〃
	〃	〃	木造十一面観音立像	3 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	〃	木造薬師如来坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	明 43. 8. 29	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	〃	明 41. 4. 23	木造大日如来坐像	1 軀	〃 （ 〃 ）	〃
	書	大元. 9. 3	紙本墨畫常楽寺勸進状	3 卷	西寺六丁目（常 楽 寺）	鎌倉～室町
重 要 美術品	絵	昭 15. 9. 27	絹本着色釈迦如来及四天王像	1 幅	西寺六丁目（常 楽 寺）	鎌 倉
	工	昭 16. 4. 9	石造燈籠	1 基	菩提寺（八王子神社）	南 北 朝
天然記念物		大 10. 3. 3	平松のウシクシマツ自生地		平 松	
史 跡		大 15. 10. 20	廃少菩提寺石多宝塔および石仏		菩提寺	
登 録 有 形 文 化 財		平 15. 3. 18	妙感寺本堂（観音堂）	1 棟	三 雲（妙 感 寺）	昭 和 12 年

資料 9：市対策本部の組織構成および機能

【市対策本部組織構成】



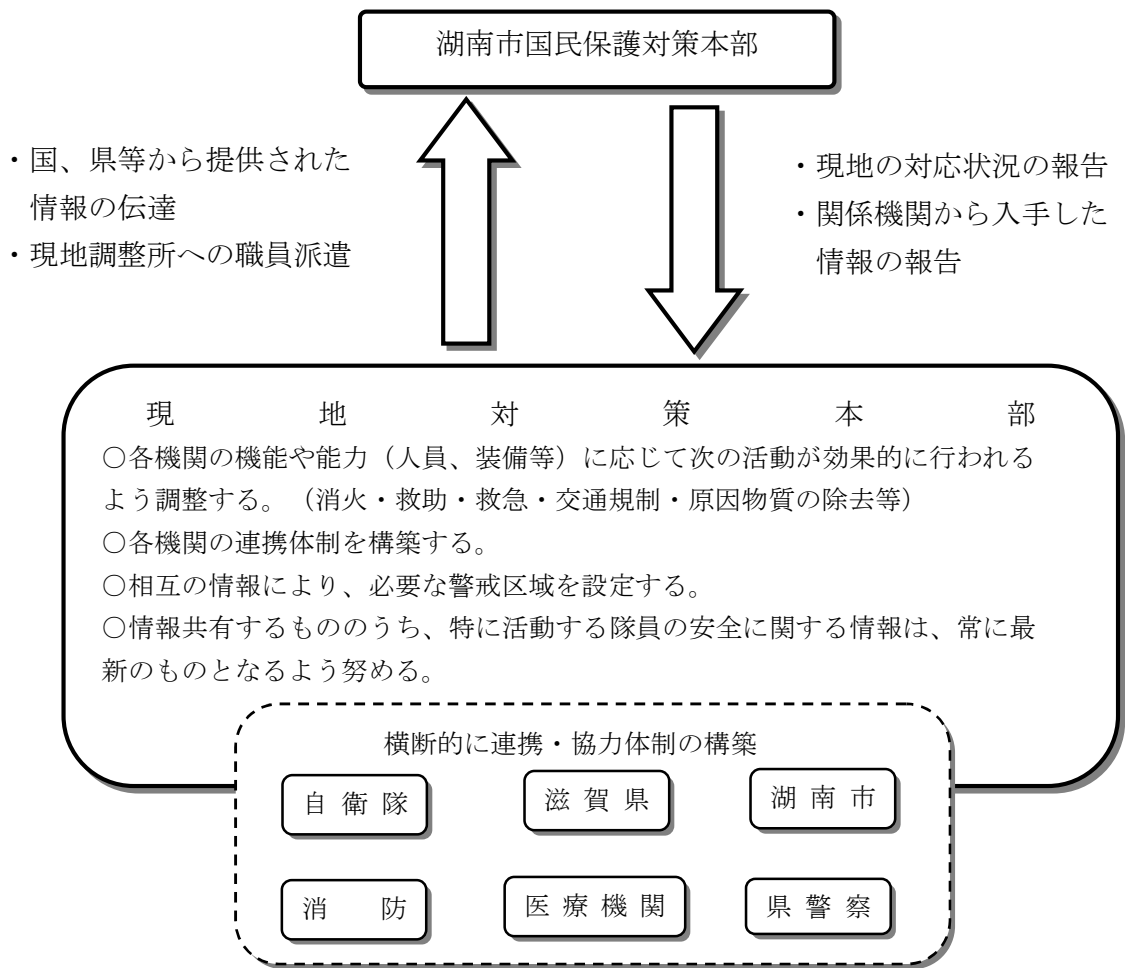
【市の各部における武力攻撃事態における業務】

部 名	武力攻撃事態における業務
総合政策部	・ 災害・被害状況の広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 職員の人事に関すること。 ・ 県、他市町等への応援要請に関すること。 ・ 地区連絡所の開設と地区連絡所（各区）との連絡調整に関すること。 ・ 市対策本部等の運営に関すること。 ・ 甲賀広域行政組合との連絡調整に関すること。 ・ 国民保護協議会に関すること。
総務部	・ 災害関係文書の受理、配布および発送に関すること。 ・ 災害時における電算情報システムの管理および復旧対策に関すること。 ・ 被災住民からの相談に関すること。 ・ 外国人に対する援助に関すること。 ・ 災害時の輸送に関すること。 ・ 災害対策の予算および財政計画に関すること。 ・ 災害時による市税の軽減、猶予等に関すること。

	・被災者の確認に関すること。 ・食料の調達および斡旋に関すること。 ・義援金の受付および管理に関すること。
健康福祉部	・避難所の設置、運営に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・避難所への巡回相談に関すること。 ・被災住民に対する心のケアに関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・医師会および医療機関への協力要請に関すること。 ・避難所の設置、運営に関すること。 ・救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること。 ・ボランティアの受入れに関すること。 ・日本赤十字および社会福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ・被災者の医療、医療器具、衛生材料の管理および確保に関すること。
こども未来応援部	・園児の安全確保に関すること。 ・園児の保護者への引き渡しに関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・健康福祉部の応援に関すること。
都市建設部	・道路情報の収集、伝達に関すること。 ・道路の通行禁止等の措置に関すること。 ・道路通行にかかる障害物の除去に関すること。 ・災害用資機材の調達、確保に関すること。 ・生活必需品等の調達、斡旋に関すること。
環境経済部	・災害による死体の処理および埋火葬に関すること。 ・災害時におけるごみや廃棄物の処理に関すること。 ・災害時の環境衛生に関すること。
上下水道事業所	・応急給水に関すること。 ・上下水道（の復旧）に関すること。
教育部	・文教施設における避難場所の開設に関すること。 ・児童生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 ・被災児童、生徒の学校教育に関すること。
消防署 消防団	・避難誘導、救出に関すること。 ・住民への災害情報伝達に関すること。 ・災害の警戒および防御活動に関すること。

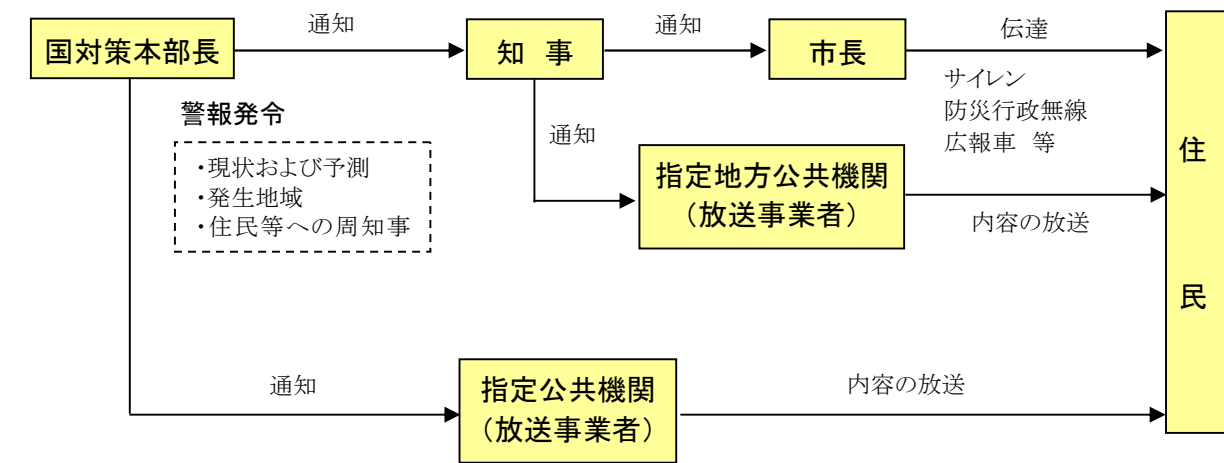
資料 10：現地調整所の組織編成

【現地調整所の組織編成】



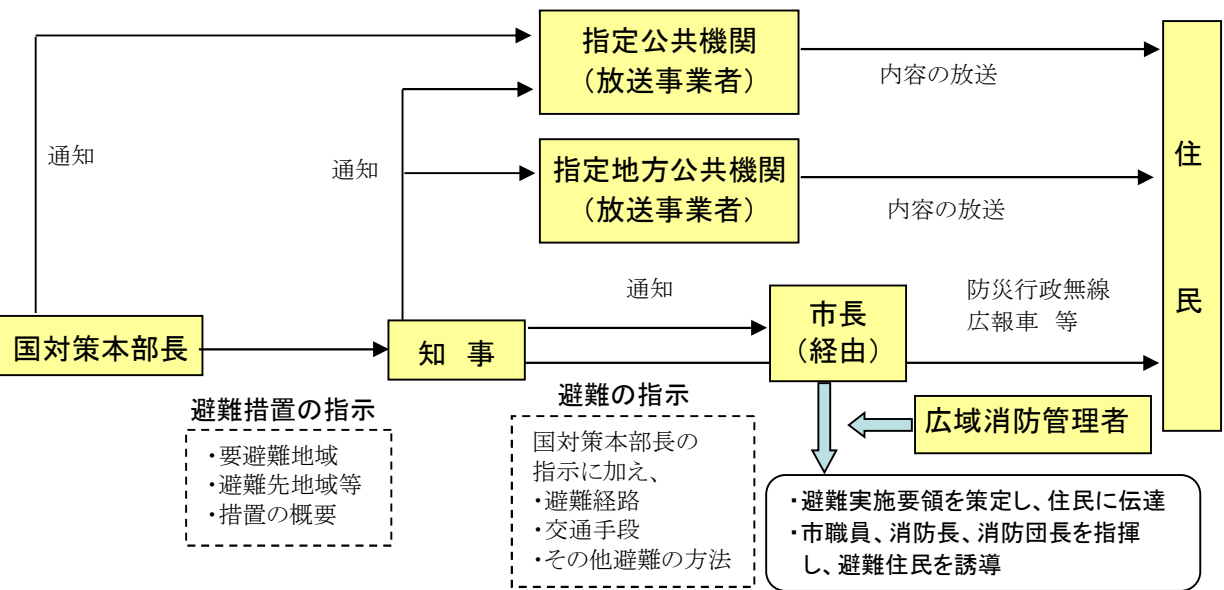
資料編 11：関係機関への警報の通知・伝達の仕組み

【警報の通知・伝達の仕組み】



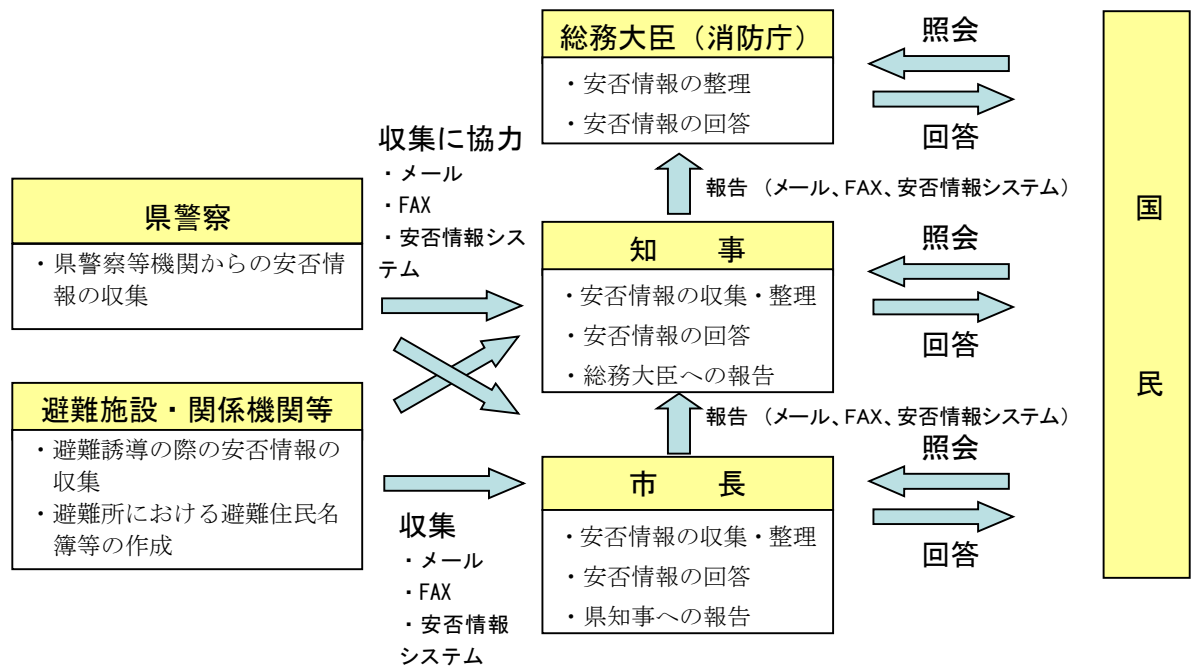
資料編 12：避難の指示の流れ

【避難の指示】



資料編 13：安否情報の収集、整理および提供の流れ

【安否情報の収集、整理および提供】



様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷または疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外への者への回答または公表の同意	備考

- 備考
- 1

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2

「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
- 3

「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4

武力攻撃災害により死亡した住民であっては、「⑨負傷または疾病の状況」欄に「死亡」とした上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5

⑫～⑭も希望または同意欄には、安否情報の提供に係る希望または同意について「有」または「無」と記入願います。この場合において、当該希望または同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長) 申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____ 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③ の場合、理由を記入願いま す。)	①被照会者の親族または同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者および近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日 様 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡した は負傷した住民に該当するか否 かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	その他個人を識別 するための情報
	現 在 の 居 所
	負傷または疾病の状況
	連絡先その他必要情報

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」または「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡したまたは負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」または「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷または疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料編 14：被災情報の報告様式

被災情報報告様式

○年○月○日に発生した○○による被害（第△報）

平成 年 月 日 時 分
湖南省

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）
（1）発生日時 平成 年 月 日
（2）発生場所 湖南省 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 症	軽 症			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死別地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢および死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性 別	年 齢	概 況

資料編 15：退避（避難）の指示の一例

- ・「A町1丁目、B町2丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「A町2丁目、B町3丁目」地区の住民については、C地区のD小学校（一時）避難場所へ退避すること。

①屋内への避難

弾道ミサイル攻撃等極めて短時間で避難が必要な場合や、ゲリラなや特殊部隊による攻撃が発生した場合などにおいては、できるだけ近隣のコンクリート施設等の堅牢な施設や地下施設へ避難する。その後、事態の推移、被害状況に応じて他の安全な地域に避難する。

②市内の避難

徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。遠方への避難が必要な場合は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、公共交通機関等を利用し避難する。

③他市町への避難

徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事等が要請したバス等により避難する。また、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。

④他市町または県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵攻事態など県内他市町または他の府県への非難が必要な場合は、原則として、公共交通機関等による避難を行う。駅等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

資料編 16：生活関連等施設の種類の特性

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
電 気	発電所	最大出力 5 万 k W 以上	・ 電気を発生している電力供給の根幹施設。 ・ 一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
	変電所	使用電圧 1 0 万 V 以上	・ 発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。
ガ ス	ガス発生設備 ガス精製設備 ガスホルダー	簡易ガス事業を除く	・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。
水 道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	1 日当たりの供給能力 1 0 万平方メートル以上	・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。 ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。
鉄 道 軌 道	鉄道施設 軌道施設	1 日当たりの平均利用者数 1 0 万人以上	・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
電 気 通 信	電気通信事業 用交換設備	利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数 が 3 万に満たないものおよび移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数 が 3 万に満たないものを除く	・ 当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 ・ 当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。
放 送局	放送用無線設備	—	・ 当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 ・ 複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
港 湾	水域施設 係留施設	—	・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。 ・人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
空 港	滑走路等 航空保安施設 旅客ターミナル施設	—	・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 ・人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
河 川 管 理	ダム	・土砂の流出を防止し、および調節するために設けるダムを除く ・基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上	・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなるおそれがある。 ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
危 険 物 質 等	危険物	・製造所 ・貯蔵所 ・取扱所	(1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所 ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。 ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。 (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設 ・大量の危険物を取り扱う施設である。 (3) その他((1)(2)を除く)の危険物施設 ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、または取り扱っている。
	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	・毒物劇物取扱施設	・毒物劇物営業者、特定毒物研究者または業務上取扱者が所持し、毒物または劇物を保有する施設。 ・毒物または劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。
	火薬類	・火薬類製造所	・爆発性を有する火薬類を製造している。
		・火薬庫	・爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

種別	施設の種類	規模等	施設の特徴
危険物質等	高圧ガス	・ 高圧ガス製造所	・ 爆発性または毒性を有する高圧ガスを製造している。
		・ 高圧ガス貯蔵所	・ 爆発性または毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。
	核燃料物質 核原料物質	・ 試験研究用原子炉施設 ・ 核燃料物質の使用施設 ・ 核原料物質の使用施設 ・ 試験研究用原子炉設置者および核燃料物質使用者等から運搬を委託された者 ・ 試験研究用原子炉設置者および核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者	・ 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム、ウラン、トリウム等であり、原子炉の燃料および試験分析用等に使されている。また、プルトニウム、ウランは核兵器等に転用される可能性がある。 ・ 核原料物質および核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使されている。
		・ 製錬施設 ・ 加工施設 ・ 原子力発電所 ・ 使用済燃料貯蔵施設 ・ 再処理施設 ・ 廃棄物管理施設 ・ 廃棄物埋設施設 ・ 事業者等から運搬を委託された者および受託貯蔵者	・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。 ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。 （注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

種別	施設の種類		施設の特徴
危険物質等	放射性同位元素	放射性同位元素の許可届出使用事業者等	- 放射性同位元素または放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。 - 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。 - 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。 (※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾)
	毒劇物 (薬事法)	- 薬局 - 医薬品の販売業の店舗 - 医薬品の製造所 - 医薬品の製造販売の事務所	- 薬事法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 - 毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 - 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。
		- 動物用医薬品の販売業の店舗 - 動物用医薬品の製造所 - 動物用医薬品の製造販売の事務所	- 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 - 毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 - 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

種別	施設の種類		施設の特徴
危険物質等	電気工作物内の高圧ガス	・ 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	・ L N G タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。
	生物剤、毒素	・ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤および同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設	・ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤および同条第 2 項に規定する生物剤、毒素を保有している施設。 ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤および毒素を用いた研究を実施する機関である（経済産業省所管）。
	毒性物質	・ 毒性物質取扱所	・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 6 5 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。 ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

資料編：戦時国際法規

戦時国際法とは、戦争状態において適用される国際法である。交戦当事国間の戦闘行為を規律する「交戦法規」と、交戦国と第3国との関係を規律する「中立法規」で構成される。狭義には、交戦法規を意味する場合もあり、また、戦争法とも呼ばれる場合もある。

交戦法規

交戦当事国間の戦闘行為を規律する国際法で、開戦手続き、交戦者資格、捕虜の待遇、交戦区域、休戦、講和手続きなどを定めている。戦争原因や正当性を問わず交戦当事国には等しく適用される。ハーグ陸戦の法規慣例に関する条約、ジュネーブ条約などが有名。

中立法規

交戦当事国とそれ以外の第3国との関係を規律する国際法である。中立国は戦争に参加してはならず、また交戦当事国のいずれにも援助を行ってはならず、平等に接しなければならない義務を負う。一般に次の3点に分類される。

①回避の義務

中立国は、直接・間接を問わず交戦当事国に援助をおこなってはいけない義務を負う。

②防止の義務

中立国は自国の領域を交戦国に利用させない義務を負う。

③黙認の義務

中立国は交戦国が行う戦争遂行の過程において、ある一定の範囲で不利益を被っても黙認する義務があるこの点について、外交的保護権を行使することはできない。

国際人道法

国際人道法とは、国際的または国内的武力紛争において、適用されるべき国際法規の総称である。人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された条約や慣習法などのことを指している。

国際人道法という呼称は、1971年に赤十字国際委員会が初めて使用し、その後一般化したもので、かつては戦争法、武力紛争法などと呼ばれている。

現在までに、1949年のジュネーブ四条約やその追加議定書、化学兵器禁止条約、生物毒素兵器禁止条約などという形で規定されている。

また、敵対行為の開始・終了、敵財産処理、開戦・空戦に関する規則、中立法規は国際人道法には含まれない。

国際人道法に違反する行為は「戦争犯罪」であり、2003年3月には、戦争犯罪人を処罰するための常設の裁判所、国際刑事裁判所が発足した。

資料編：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示第 343 号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 16 年 9 月 17 日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年第 1 条年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり **340** 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 2,401,000 円以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用

謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は1人1日当たり340円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,401,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上 1人を増すごとに加 算する額
夏季	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
冬季	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものである

こと。

- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。
(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1人当たり 4,800円
- (2) 中学校生徒 1人当たり 5,100円
- (3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり 3,500 円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり 5,500 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第 12 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 4 号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり 138,700 円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第 13 条 法第 75 条第 1 項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料編：ジュネーブ諸条約・追加議定書の主な内容

条 約	条文数	保護対象	適用期間
第1条約	64	軍隊構成員の傷病者、衛生要員、宗教要員、衛生施設、衛生用輸送手段等	条約の保護対象者が敵の権力内に陥ってから、送還が完全に完了するまで
第2条約	63	軍隊構成員の傷病者、難船者、衛生要員、宗教要員、病院船等	海上で戦闘が行われている間（上陸した後は第1条約が適用される）
第3条約	143	捕虜	敵の権力内に陥ってから、最終的に解放され、送還されるまで
第4条約	159	紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等	紛争又は占領の開始時から、原則として軍事行動の全般的終了時まで

（１）条約の適用事態（共通第2条）

これらの条約は「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」および「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」に適用される。

（２）傷病者等の保護

各紛争当事国に対し、武力紛争時に発生する傷病者、難船者、死者等への適切な保護と看護を施すことを義務づけている。

（３）衛生要員・衛生施設の保護

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生要員、衛生施設（部隊）、医療用輸送手段（病院船、衛生航空機を含む）等を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、保護しなければならない旨規定している。

（４）赤十字標章等の濫用防止

赤十字、赤新月等の特殊標章を保護すべき標章と定め、衛生要員、衛生施設等に所定の方法によって表示することとされている。また、このような保護を実効的にならしめるため、締約国は、これらの特殊標章の濫用を防止を防止するために必要な措置をとらなければならないとされている。

（５）捕虜の待遇

捕虜については、これを人道的に待遇しなければならないとされており、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関して、第3条約に詳細な規定が置かれている。

具体的には、捕虜を拘留する間の宿舍、食糧、被服、医療・衛生等に関する待遇、捕虜の金銭収入（棒給、労賃の支払、補償の請求等）、捕虜の通信・救済品等、捕虜に対する刑罰・懲戒罰の付与などについて規定している。

（６）文民の保護

武力紛争時又は占領の場合における文民の保護に関して、第４条約に詳細な規定が置かれている。（第４条約にいう文民とは、基本的には、武力紛争時又は占領の場合において紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（「被保護者」）を指す。）

（７）重大な違反行為の防止

ジュネーブ諸条約では、条約の実施を確保するためにその規定に違反する行為のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め、締約国に対して、重大な違反行為に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うこと、重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑いのある者を捜査すること、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起すること等を義務づけている（いわゆる普遍的管轄権の設定）。

第１追加議定書の主な内容

- ・国際的な武力紛争につき、1949年のジュネーブ諸条約の内容を「補完・拡充」し、新たな規定を追加。
- ・第二次世界大戦以降、民族解放戦争・ゲリラ戦の増大など武力紛争の形態が多様化し、軍事技術が発達した等の現代的状況に対応するため、1977年に作成。全102条。

（１）総則（第１編）

（イ）適用事態（第１条）

１）「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び２）「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」（ジュネーブ諸条約共通第２条に定められた事態）に、３）「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争」（いわゆる民族解放戦争）を含むものとして、これら１）～３）の事態に対して適用。

（ロ）適用期間（第３条）

上記（イ）の武力紛争や占領が発生したときから、軍事行動の全般的終了時、占領の終了時、又は捕虜等の解放・送還等の時まで適用。

（２）傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の保護（第２編）

- ・傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の特別の保護の対象を、ジュネーブ諸条約によっても拡大。
- ・基本的に軍人・軍用物に限定されていた保護を、文民・民用物も含むように拡大。

（主な規定）

- ・傷病者・難船者の尊重・保護（第１０条）
- ・医療組織の尊重・保護（第１２-１４条）
- ・軍の医療要員以外の医療要員等の尊重・保護（第１５条）

- ・医療要員等、医療組織、医療用輸送手段の識別（第 18 条）
- ・医療用車両の尊重・保護（第 21 条）
- ・病院船等の尊重・保護（第 22-23 条）
- ・医療用航空機の尊重・保護（第 24-31 条）
- ・行方不明者の扱い（第 33 条）
- ・遺体の扱い（第 34 条）

（３）戦闘の方法及び手段の規則（第 3 編第 1 部）

「戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」（第 35 条 1）としつつ、紛争当事者の戦闘の方法及び手段に対し一定の規制を加える。

（主な規定）

- ・過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器等の使用禁止（第 35 条 2）
- ・自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害を与える戦闘の方法・手段の禁止（第 35 条 3）
- ・背信行為の禁止（第 37 条）
- ・標章等の不当な使用の禁止（第 38-39 条）
- ・戦闘外にある敵の保護（第 41 条）
- ・遭難航空機から降下する者の保護（第 42 条）

（４）戦闘員及び捕虜の範囲（第 3 編第 2 部）

- ・戦闘員は、敵の権力内に陥れば捕虜となる。
- ・捕虜の待遇の詳細は、第三条で規定。
- ・「民族解放戦線」の兵士やその他の不正規兵（いわゆる「ゲリラ」）にも戦闘員資格を付与。他方、文民たる住民からの区別義務を規定。
- ・区別義務は、一定の場合に緩和され、武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持。

（その他の主な規定）

- ・間諜（第 46 条）
- ・傭兵（第 47 条）

（５）文民たる住民の保護（第 4 編）

（イ）敵対行為の影響からの文民たる住民の保護

- ・軍事目標主義（軍事行動は軍事目的のみを対象とする）の基本原則を確認（第 48 条）。
- ・文民に対する攻撃の禁止（第 51 条 2）、無差別攻撃の禁止（第 51 条 4-5）、民用物の攻撃禁止（第 52 条 1）、攻撃の際の予防措置（第 57 条）等に関し詳細に規定。

（その他の主な規定）

- ・文化財・拝礼所の保護（第 53 条）
- ・文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 54 条）
- ・自然環境の保護（第 55 条）
- ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）

- ・無防備地区（第 59 条）
- ・非武装地帯（第 60 条）

（ロ）「文民保護」要員等の保護

- ・この議定書上、「文民保護」を、敵対行為又は災害の危険から文民たる住民を保護・救助する為の人道的任务を行うことと定義。
- ・具体的には、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、灯火管制に係る措置の実施、救助、医療及び宗教上の援助、消火、危険地域の探知及び表示、汚染の除去、収容施設及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務。
- ・この任務に携わる「文民保護組織」の要員・物品等に関し特別の保護を規定。

（主な規定）

- ・文民保護要員等の保護（第 62、63、65 条）
- ・文民保護要員等の識別（第 66 条）
- ・文民保護組織に配属された軍隊構成員等（第 67 条）

（ハ）女子・児童等の保護

- ・紛争当事者の権力内に陥った者に対する最低限の待遇の補償（第 75 条）
- ・女子の特別の保護（第 76-77 条）、児童の特別の保護・児童の避難（第 77-78 条）等に関する規定がある。

（6）「重大な違反行為」の追加・拡大（第 5 編第 2 部）

- ・締約国は、この議定書の「重大な違反行為」を処罰するために必要な立法を行うとともに、容疑者の国籍・犯罪地を問わず、「引渡ししか処罰か」義務を負う（いわゆる普遍的管轄権）。（ジュネーブ諸条約の「重大な違反行為」の類型を拡大・追加。）

（イ）殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大（第 85 条 2）

（ロ）新たな「重大な違反行為」の追加

（A）この議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第 85 条 3）

- （a）文民に対する攻撃
- （b）文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃
- （c）危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）に対する攻撃
- （d）無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃
- （e）戦闘外にある者に対する攻撃
- （f）赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用

（B）諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる次の行為（第 85 条 4）

- （a）占領国による、自国住民の占領地域への移送、占領地域住民の追放又は移送
- （b）捕虜・文民の送還の不当な遅延
- （c）アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づく非人道的な慣行
- （d）特別の保護が与えられている歴史的建造物、芸術品又は拝礼所を攻撃し広範に破壊すること（軍事的に利用されている場合を除く）

- (e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと
- (C) 権力内にある者に対する、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置 (第 11 条)

(7) 国際事実調査委員会の設置 (第 5 編第 2 部)

ジュネーブ諸条約及びこの議定書の著しい違反とされる事実について調査する等のため、個人資格の 15 名の委員からなる常設の国際事実調査委員会を設置 (第 90 条)

第 2 追加議定書の主な内容

- ・ジュネーブ諸条約では非国際的な武力紛争については 1 カ条 (共通第 3 条) のみであった規定を「補完・拡充」したもの。
- ・非国際的な武力紛争 (いわゆる内乱等) における犠牲者の保護等について規定。
- ・第二次世界大戦以降のいわゆる内戦・内乱の増大という現代的状況に対応するため、1977 年に作成。全 28 条。

(1) 適用事態 (第 1 編)

国際的な武力紛争でなく、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反体制派の軍隊その他の組織された武装集団 (持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるとする支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの) との間に生ずるすべての武力紛争に適用 (同条 1)。暴動、独立又は発散的な暴力行為等、武力紛争でない国内的な騒乱及び緊張の事態には適用されない (同条 2)。

(2) 人道的待遇 (第 2 編)

敵対行為に直接参加していない者に対する人道的な待遇 (第 4 条 1) 等を規定。

(主な規定)

- ・児童に対する特別の保護 (第 4 条 3)
- ・武力紛争に関係する理由で自由を奪われた者の扱い (第 5 条)
- ・武力紛争に関する犯罪を訴追・処罰する際の諸原則 (第 6 条)

(3) 傷病者、難船者等の保護 (第 3 編)

傷病者、難船者、医療要員等の尊重・保護等を規定。

(主な規定)

- ・傷病者・難船者の尊重・保護 (第 7 条)
- ・傷病者・難船者等の搜索・収容等 (第 8 条)
- ・医療要員・宗教要員の尊重・保護 (第 9 条)
- ・医療活動の保護 (第 10 条)
- ・医療組織・医療用輸送手段の保護 (第 11 条)
- ・特殊標章の使用・尊重 (第 12 条)

（４）文民たる住民の保護（第４編）

軍事行動から生ずる危険からの文民の一般的保護、攻撃の禁止（第 13 条）等を規定。

（主な規定）

- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 14 条）
- ・ 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 15 条）
- ・ 文化財及び拝礼所の保護（第 16 条）
- ・ 文民の強制的移動の禁止（第 17 条）
- ・ 救済団体及び救済活動の保障（第 18 条）

湖南省国民保護計画 資料編

発行年月日：平成 29 年度（2017 年度）

発 行：湖南省 総合政策部 危機管理局

所 在 地：〒520-3288

湖南省中央一丁目 1 番地

T E L：0748-71-2311（直通）

F A X：0748-72-2000